

ちゅうせい



第54回 公害紛争処理連絡協議会（後編）

連携
事例

「騒音・振動・悪臭等公害苦情処理担当者研修会」
にみる大分県の取組

寄稿

公害調停IT化のすすめ－調停手続へのウェブ会議導入に向けて－

ネットワーク

がんばっています

公害苦情相談対応を振り返って

公害苦情相談に携わって感じたこと

[岐阜県可児市]

[沖縄県沖縄市]



木曽川渡し場遊歩道（かぐや姫の散歩道）
（写真提供：岐阜県可児市）



ぎふワールド・ローズガーデン
（写真提供：岐阜県可児市）

Contents

2 第54回公害紛争処理連絡協議会（後編）

公害等調整委員会事務局

17 都道府県と市町村の連携事例

「騒音・振動・悪臭等公害苦情処理担当者研修会」にみる大分県の実践

公害等調整委員会事務局

28 法曹関係者に対する取組

静岡県弁護士会における

公害紛争処理制度に関する説明会の開催について

公害等調整委員会事務局

32 寄稿

公害調停IT化のすすめ－調停手続へのウェブ会議導入に向けて－

公害等調整委員会委員 わ こう とし ひ こ
若生 俊彦

36 令和5年度政策評価懇談会

公害等調整委員会事務局

38 公調委委員によるリレーエッセイ（第5回）

公害等調整委員会委員 お お は し よ う い ち
大橋 洋一



国の伝統的工芸品に指定された「^{ちばなはなおり}知花花織」
(写真提供：沖縄県沖縄市)



沖縄アリーナ
(写真提供：沖縄県沖縄市)

<ネットワーク>

40 がんばっています

公害苦情相談対応を振り返って

岐阜県可児市市民文化部環境課主任主査

かとう てつとし
加藤 哲利

公害苦情相談に携わって感じたこと

沖縄県沖縄市市民部環境課主任主事

まつだ としみち
松田 寿通

44 公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

46 公害等調整委員会の動き(令和6年7月～9月)

公害等調整委員会事務局 ※

53 都道府県公害審査会の動き(令和6年7月～9月)

公害等調整委員会事務局 ※

・「※」印の記事は転載自由です。

表紙の写真 「市北部地区の豊かな自然」 <関連：42 ページ> (写真提供：沖縄県沖縄市)

国際文化観光都市を目指す沖縄市には、沖縄の文化とアメリカ文化が融合した沖縄市にしかない雰囲気を感じられる観光スポットや、県内でも指折りの観光名所である「沖縄こどもの国」などのランドマーク的な存在の施設があるほか、沖縄市北部には自然を楽しめる環境もあり、様々な魅力を持った観光スポットが多数あります。

市北部地区は、丘陵地が広く卓越し、台地・段丘が複雑に分布する地形をなしています。また、地区の多くを米軍施設・区域によって占められています。

第 54 回公害紛争処理連絡協議会 (後編)

開催：令和 6 年 6 月 7 日

公害等調整委員会事務局

令和 6 年 6 月 7 日、都道府県公害審査会会長等に東京にお集まりいただき、「第 54 回公害紛争処理連絡協議会」を開催しました。これは、公害紛争に関して情報・意見の交換を行うことで職務の執行に関し共通の理解を持ち、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るために例年 6 月頃開催しているものです。開催当日の概要について、前号において前半をお知らせしましたが、引き続きまして、後半の様子を次のとおりお知らせします。

意見交換

昨年度に引き続き、公害等調整委員会委員等と都道府県公害審査会会長等が、4 つのグループに分かれて意見交換を行い、本年度は新たに公調委から提示された公害紛争処理の全体構想に関連する論点について議論が交わされました。こちらの内容について、いくつかご紹介いたします。

< A グループ >

【国民の紛争解決ニーズと公害審査会の役割について】

○市町村の公害苦情相談窓口に寄せられる相談件数に比較すると公害審査会において汲み上げるべき紛争が埋もれているのではないかとの見方については、どのように考えているか。また、事件の汲み上げという面でどのような問題意識をお持ちか。〔公調委〕

→ 被申請人の歩み寄りが必要となる制度なので、既にある程度対応を行っているような状況では、申請を受けても解決が難しい。また、騒音問題などで申請人が 1 人しかいないような場合、どこまで公害として申請を受けるべきか、苦情相談として行政で対応すべきものもあると思われるため、判断が難しい。申請するかどうかはあくまでも当事者の判断ではあるが、申請前の相談があった時点で、調停の成立率が低いこと、調停には裁判所の手続と異なり法的な効力がないことなどデメリットについても説明する必要があると考えており、そのようにしている。〔A 県〕

→ 市町村での相談においてこじれたものが上がってくるため、申請者の解決への期待値が上がってしまっている。その時点で当事者ではなく市町村に対する不満がたまっていたり、公害の実態が確認できないような案件もあったりして、公害紛争処理制度で対応できることの誤解を解くことは必要。〔B県〕

→ 結局、市町村における苦情相談で第三者である市町村が対応したにもかかわらず解決しなかった案件となると、調停という当事者同士の合意を目指す制度においてはさらに解決が難しいのではないかと躊躇するところはある。〔C県〕

→ 悪臭や騒音・振動の案件の場合、数値を用いた規制基準は事業所に対するものしかないため、個人間での案件となると規制当局としての市町村は対応が難しい。そうして県に調停申請として上がってくるが、結局基準がないもの、感覚的なものに関しては、当事者同士の認識がかみ合わず、打切りとなってしまうこともある。〔D県〕

○申請の全くない県もあるが、申請のあった例を見てみると、町工場からの粉塵飛散、農業施設からの悪臭、商業店舗、介護施設あるいは近隣住戸の室外機からの騒音、道路工事や公共施設の建替工事による振動・騒音・粉塵被害など全国どこにでも存在しそうな紛争に思われるが、このような紛争の解決手段として、公害審査会の役割・意義について、裁判所の手続など他の紛争解決機関と比較してどのように考えるべきか。〔公調委〕

→ 先ほどの発言に関して気になるのは、弁護士である自身の経験として、ある公害審査会事務局に申請の相談に行った際、非常にネガティブな説明をされて申請をやめたことがあった。審査会事務局の窓口であまりネガティブな説明をしてしまうと、申請を抑制しようとしていると誤解されかねないし、利用されないのは当然なので、意識改革が必要ではないか。〔E県〕

→ 利用者である弁護士の立場で見ても、公害審査会の調停委員には必ず弁護士が入ることや公害の専門家が関与することからその知見が利用できることは、公害審査会のメリットとして大きい。〔C県、E県、F県、D県〕

→ 同じく弁護士の立場で見たとき、公害審査会では多くの場合現地調査が行われ、また、騒音などの測定もされ、解決内容も柔軟であることなど、簡裁の民事調停などと比較しても公害審査会のメリットは大きい。〔C県、E県、F県〕

→ 簡裁の調停で調停調書により執行する事例は寡聞にして知らないが、公害審査会で調停が成立している時点で当事者は内容について合意しているので、実効性はあると思われる。〔F 県〕

→ 公害審査会で仮に調停が不成立になった場合であっても、調停手続が行われたということ自体が紛争解決に役立つ場合もあるのではないか。〔F 県〕

○紛争性が強く互譲による解決の限界を指摘する意見もあるが、公害審査会における調停は単なる互譲の取り次ぎではなく、公害審査会が合理的な解決策を主導的に仲介・調整する（腹案を持った調整）が期待されているように思われるが、当事者同士の互譲により合意を成立させるためにどのような工夫をされているか。〔公調委〕

→ 双方の話を聞き、他の手続を利用した場合の見通しについても説明して理解を得た上で、調停委員から調停案を提示したところ、成立したという案件があった。同じ審査会に属する他の委員も積極的に調停委員会としての案を示す運用をして、成功している。また、公害紛争処理制度を活用した測定結果については、たとえ調停が不成立となった場合でも他の手続においても活用できることはメリットになるのではないかと思う。〔G 県〕

→ 調停の一環として県公害審査会による現地調査が行われると、第三者が自分たちの意見を受けて動いてくれたという事実だけでも当事者がある程度満足してくれることもある。〔F 県〕

→ 基本的に規制値というのは行政の基準であって民事の紛争に直接当てはめられるものではないが、それでも専門的な知見をベースに定められた一つの客観的な基準と言うことで、行政基準や測定結果をうまく交渉に役立てられればよいのではないか。〔公調委〕

→ 公調委においても、調停案を示した上で、ダメ押しの受諾勧告を行う運用を行っており、一定の成果が出ている。また、最近、公害審査会でも受諾勧告により調停が成立した例の報告を受けた。〔公調委〕

○公害審査会における調停手続を円滑に進める面でも、市区町村との連携は、どのように行われているか。〔公調委〕

→ 騒音・振動・悪臭の規制は市町村の事務になるが、県の担当者も電話連絡や対面

での研修会などで市町村担当者と顔をつなげる関係になっていて、県からは技術研修や実地演習を行ったり、あるいは逆に調停の現地確認に市町村の担当者が立ち会うなど、連携を密に行っている。〔F県〕

→ 公害審査会事務局と別に規制担当課があるため、市町村との連携は規制担当どうしそちらの課が行っている。公害審査会事務局としては規制担当課に情報を取りに行かないといけない状況になっているので、市町村との連携という意味では足りない部分があるかもしれない。〔H県〕

→ 苦情者や、あるいは市町村の窓口にしても、一義的に市町村で受けるべきと思われる案件について「県の方が偉いから」といった感覚で、県にあげてくることがある。また、公調委事務局にしても、明らかに公害とは言えない案件について県の審査会事務局を紹介されたこともあった。そうなると、「市区町村や公調委と連携して」といわれても、なかなか相談しにくくなってしまう。〔I県〕

【手続のIT化について】

○現時点での導入状況について〔公調委〕

→ 当事者や利害関係人が遠方だった際に特例的に行ったことがあるが、原則対面ということで規定等を整備して行ったものではない。〔G県〕

→ 申請者の負担軽減の観点からウェブ会議方式の導入を決め『D県公害審査会の手続のウェブ会議方式による実施に関する事務処理要領』を整備したが、期日をウェブ会議方式で開催したことはない。調停委員会の開催にウェブ会議方式を用いた事例がある。今後期日をウェブ会議方式で開催する際には、当事者のインターネット接続環境の問題や非公開性の確保の問題があるので、期日に第三者が入らない工夫などについて、本日の全体会議で公調委から示された電子化の手引きも参考にした。〔D県〕

→ 両当事者に弁護士の代理人がついている場合に限り、双方の希望があればそれぞれの弁護士事務所からウェブによる期日を認めることになっている。ただし、実施例はまだ無い。〔E県〕

→ 係属中の事件で被申請人が母親の介護のため期日に来られないことから、期日の設定を容易にするため、ウェブ会議のみならず電話会議も含めた導入を検討中である。〔C県〕

→ 具体的な検討に至っていない。〔J 県、H 県、I 県、A 県、K 県、B 県〕

○ 公調委においては、手続の実施に Web 会議を幅広く利用しているが今のところ問題は生じていない。民事裁判における I T 化の状況や世の中の Web 会議の利用状況に照らし、利用者の利便性を高める上でも導入することが望ましいと思われるが、導入に当たって懸念や質問等があれば、ご発言いただきたい。〔公調委〕

→ 録音・録画されて、S N S などに流されたら、調停の非公開との関係で問題が非常に大きいと懸念している。違反があることが判明した場合に、事後的に責任追及すればいいというような単純なものではない。〔E 県、F 県、J 県〕

→ ウェブ会議方式の利用者が事務処理要領に定めたルールを守らない場合には、調停手続を打ち切ることはできるか。〔D 県〕

→ 対面手続の場合にも、録音の隠し撮りの問題は生じうるという面では、本質は変わらない。〔C 県〕

→ 一方が対面で他方が Web 参加の場合には、不公平感を与えないか。〔E 県〕

→ 交代時のトラブル、システム障害、通信の際のタイムラグ等により、円滑に進行できないおそれがある。また、当事者、委員等が発言を遠慮してしまうことも考えられる。〔E 県〕

→ 1 回目の接続の際に室内を一通りカメラで写してもらい、第三者がいないことを確認している。また、録音・録画については禁止であることを当事者に事前に周知している。これは裁判所における I T 化においても同様。ルールを守らない当事者に対しては、調停打ち切りということもあり得るのではないか。また、その他の手続の進行上の懸念については、運用の工夫等によって特段支障なく行われている。〔公調委〕

【その他】

○公調委に対して一言〔公調委〕

→ 弁護士が制度を知らないことが問題。制度を知れば活用されると思われる。弁護士を対象とした講演は効果がある。〔A 県、H 県〕

→ 機関誌「ちょうせい」は非常によくできている。日弁連の公害環境委員会のメー

リングリストに載せれば、公害問題に関心がある弁護士は読むのではないか。〔G県〕



< Bグループ >

【国民の紛争解決ニーズと都道府県審査会の手続等のマッチングについて】

○都道府県によって申請件数が異なるが、ある程度申請がある都道府県から状況を紹介してほしい。〔公調委〕

→ 毎年、県と市町村の環境関係部局の連絡会議において制度を紹介している。その効果なのか、県審査会に相談に来る時点で、元々苦情相談を行っていた市町村の窓口から制度の説明を受けていることが多い。〔L県〕

→ 毎年行っている市町村研修において、公調委の公害苦情相談アドバイザーの講演を実施している。この研修で制度を知ったのか、研修後に市町村経由の案件が増える傾向にある。〔M県〕

○法的強制力のある裁判所による民事調停との違いについて、考えを聞かせてほしい。〔公調委〕

→ 民事調停であっても強制執行できない場合もあるので、その点は大きな差が無いと思う。また、民事調停の調停委員は必ずしも公害に詳しいわけではないが、公害審査会の場合は専門家が必ずいるので、公害であればそういったノウハウを持った人が間に入る方が良い解決が導けるのではないかと思う。〔M県〕

- 公害紛争処理の手続であれば、裁判等とは異なり申請者側がデータを集めて立証するだけではなく、行政の方でも必要な調査を行うことができるし、専門家による意見等も行政側の費用負担で求めることができる。これは訴訟や民事調停では申請者側の負担になるので決定的な違いであり、大きなメリットであると考えている。
〔公調委〕

○都道府県や市区町村の環境部局や規制部局との連携について教えてほしい。〔公調委〕

- 関係者ということで、実際の期日の際に県や市町村の関係部局に参加してもらっている。また、調停成立後に市町村が行う実効性の測定などでも、県審査会の紹介で専門家の方に関わってもらった事例がある。〔N県〕
- 測定の際に関わってもらうが、フォローアップというよりは調停成立前に効果を測定して確認するようにしている。〔M県〕
- フォローアップの観点だと、公調委では義務履行勧告という手続があって、調停成立後であっても履行状況の確認ができる。こういった手続は裁判所では無いものなので、行政ADRならではの利点といえる。〔公調委〕

○騒音の測定について、県で計測することもあれば市町村が計測することもあるが、計測しても申請者側の思った数値ではなかった場合、納得しないことも多い。このような場合、どうやって調停を進めていけばよいのか。〔N県〕

- 申請人が思うような数値が出なかったとして、それで調停を打ち切って例えば裁判ををするとしても、結局数値が出ていない以上負けてしまう。それであれば、納得できない数値であったとしてもまずはそれを前提とした上で、少しでも申請人側の利益になるような内容を盛り込んで合意できるように話し合いを続ける方がよいのではないか、と提案している。その上で、被申請人側にも現状数値が低いのであればその状態を維持することを約束してもらい、そのほか騒音がこれ以上大きくならないように留意する旨誓約する、といったことを盛り込んだり、任意で協力してもらえらることを上乗せしたりすると、申請人側にも充実感が出てくる。さらに清算条項を盛り込むことで、被申請人側にも利益になることを説明し、調整を進めるというやり方を採っている。〔公調委〕
- アンケートの回答では互譲による合意の形成が非常に難しいとのご意見が多かったが、どちらかが全面的に譲歩するような形で抜本解決を目指すとなると確かに

難しい。ただ、現在紛争状態にあるところから一步でも改善して、今後について安心が得られるような材料があれば、話は聞いてもらえるのではないかと。両者の言い分を足して2で割るようなことでは説得できないので、あまり互譲というところを意識しすぎず、客観的なデータに基づいて一定の心証を得た上で、それを踏まえてどのような内容であれば合意できるか、ということを探っていくことが必要と考えている。〔公調委〕

○騒音防止規制法は市町村に権限が委譲されているので、県で騒音を測ることが減ってきており、ノウハウが失われつつある。いざ県審査会で申請を受けるとなっても、計測が難しくなっている。〔O県〕

→ 現状測定はできているが、職員個人の知識に依存して測定を行っている状況なので、今後人事異動等でどうなるかはわからない。〔P県〕

→ 測定の技術も人員も持っているが、ノウハウの維持には苦勞している。担当部局内で詳しい職員が勉強会を開くなど工夫している。〔M県〕

○合意を目指して期日を重ねることについて、合意の見込みが低いと思われるような案件ではむしろ申請人の負担になるのではないかと意見もあるが、この点についてご意見があれば。〔公調委〕

→ 決して早期の打ち切りありきではなく必要な期日は重ねているつもりだが、根拠が薄いような案件では、やはり不成立になる。ただ、調停は成立しなくても、話し合いの中で任意の協力を得られたような案件もあるので、ある程度期日を重ねる意味はあるのではないかと。〔Q県〕

→ 合意を得るためには申請者側の譲歩も必要だが、難しいのであればいたずらに期日を重ねても、時間やお金の無駄になってしまう場合もあり、悩ましい。〔R県〕

→ 公調委が抽象的な文言であってもどうにかして解決を図るという立場で調停を行っていると知って驚いた。そういった情報をもっと流して、粘り強く期日を重ねる重要性を研修等で周知するべきではないかと。〔M県〕

【手続のIT化について】

○期日のウェブ会議化について、導入実績のある県、具体的に検討している県から状況

を説明してほしい。〔公調委〕

→ 委員の改選の際に、まずは委員同士の引継ぎ等の打合せをウェブで行った。そこから期日外の連絡をウェブ会議で行うようになり、ちょうど公調委からの事務処理要領の提供を受けたので最終的な調停成立の期日をウェブで行った例がある。〔S 県〕

○非公開性の確認はどのように行っているのか。〔O 県〕

→ ウェブカメラで部屋の中を一度ぐるっと写してもらなどできる限りの確認を行うこともあるが、これまでそれで問題が起きたことはない。裁判所も同様であると聞いている。〔公調委〕



【その他】

○近年申請を 1 件も受け付けていない県がいくつもあるが、そういったところでは制度の広報活動をもっとやるべきではないか。やった上で申請が上がってこないのか。〔M 県〕

→ 公調委としても各地で講演等を行って制度の周知に努めている。特に各地の弁護士会との連携についても進めていきたい。公調委側の講師の費用は公調委で負担するので、是非講習会等呼んでいただきたい。〔公調委〕

→ 毎年市町村に対する研修を行っている。〔P 県、R 県、Q 県、L 県〕

→ 自分も委員になって初めてこの制度を知った。知っているとは非常にいい制度であるため、弁護士に対する広報が必要と考える。〔Q 県〕

< Cグループ >

【国民の紛争解決ニーズと公害審査会の役割について】

○騒音・振動・悪臭等の規制権限は市町村にあり、知識も市町村の方が多いような状況で、基準を超えていないような案件に対してどう対応するかという問題がある。紛争が解決しないまま処理が止まってしまうこともある。〔T県、U県、V県〕

→ 例え敷地境界で騒音規制法の基準値内だったとしても、屋内で中央環境審議会の睡眠に関する指針値を超えて相談者が被害を受けていると考えられることもある。規制当局としての市町村はできないことがないとしても、そういった案件を県審査会への調停申立てにつなげることはできるのではないかと考える。〔公調委〕

→ コロナ禍を機に市町村担当者に対する公害紛争処理制度の紹介機会が失われてしまい、そのままになっている。市町村担当者が県審査会の調停制度をよく知らないということも申し立てにつながらず処理が止まってしまう原因なのではないか。〔W県〕

→ 市町村担当者に対する研修を続けている県もある。〔公調委〕

○市町村で苦情処理が解決せずに県審査会に相談が上がってくる案件が少なからずあるが、相談者の要求がかなり高く、調停が成立することが想定できない。そういった案件について調停申請を勧めるということがよいことなのか躊躇する。〔W県〕

→ 初めの要求が高くとも、調停の中で話し合っていくことは可能ではないか。解決の見込みを最初から堅く考える必要はないのではないか。〔公調委〕

→ そもそもご近所トラブルのような案件を公害紛争処理制度で対応すべきか疑問がある。〔T県〕

→ 環境基本法2条3項に規定されている「相当範囲に・・・被害が生ずること」という要件に該当しなければ公害紛争処理制度で取り扱うことはできないが、調停であれば、その要件をあまり厳格に捉えることなく、紛争解決機能を果たしていてもいいのではないか。〔公調委〕

○相談者は苦情を申し立てて原因を取り除いてほしいというばかりで互譲で歩み寄るという考えがないことが多く、自らが当事者となって調停を行うことに納得してもら

えない。〔X県〕

→ 申請を行えば、あとは県審査会で全部やってくれるという感覚の方も多く、申請は難しいと感じる。〔Y県〕

→ 騒音の場合、実効性のある対策というのが非常に難しいが、測定を行って何らかの解決案をもって話し合いの舞台を作るということで、調停に進むというというのがよいのではないか。〔Z県〕

→ 調停の申立てがあれば、調停の手続の中で測定をするという県も多数あって、測定結果を踏まえて妥当な解決案を提示するというスタンスが必要ではないか。調停委員の専門知見など持てるリソースをフル活用し、防音壁の設置とか発生源の位置をずらすとか、合理的な調停案を提示していくべきである。〔公調委〕

○せっかくまとめた調停であっても、履行されなければ裁判所で改めて民事調停を行わないと執行力を得られないとなると意味が無いのではないか。〔T県、Y県〕

→ 公害紛争処理制度においては調停に執行力はないものの義務履行勧告の制度があり、調停成立後に義務を履行しないとなったときに申し立てることができる。申し立てがあれば当事者に対して履行しない理由などを確認することができ、その時点で「すみません、履行します。」となるのが通常。〔公調委〕

○騒音規制法の適用がない地域であっても、測定を行って当事者がお互いの主張を重ねた上で一定の対策を提案することで、調停が成立することもある。〔A A県〕

→ 測定するかどうかは調停委員会の判断になるので、相談者に対して申請前の段階で測定について案内するのは余計な期待をさせてしまう可能性もあり、難しいところもある。〔A B県〕

→ 測定結果は参考値として使うこともあるが、あくまでもお互いの歩み寄りが大前提となるので、その点を説明すると調停の成立を諦めて申請をやめてしまうことが多い。〔T県〕

→ 騒音規制法の適用がなく、あるいは測定の結果規制基準を超えていなかったとしても、先ほどの中央環境審議会の指針値、環境基準、低周波の参照値など、他の参考となる基準と照らし合わせた上で、法的に規制をかけられるレベルではなくても、申請人が苦痛を受けていることを裏付けるような数値もある、ということで被

申請人を説得していくこともできるのではないか。また、規制基準違反がない場合でも、調停条項の中に、今後も引き続き規制基準を遵守するとした上で、市町村に調停内容を知らせて、市町村から行政指導があった場合には、それに従うとの条項を入れ、市町村による継続的な関与を盛り込むことで、現状からの悪化を防ぐという観点から調停を成立させた案件もある。

同様に、規制基準だけでなく、他の参考となる基準もすべて違反がないという場合は、双方が測定結果と適用される基準を確認した上、引き続きこれらを遵守するという調停条項もあり得る。このような条項でも、相手方が任意に協力してくれる条項、例えば、騒音源となっているものを稼働させる時間帯にできるだけ配慮するといった内容を入れることで調停が成立することがある。〔公調委〕

○県審査会等の公害紛争処理機関について知らない弁護士が多いと感じている。裁判所の民事調停と比べて県審査会の方が相談者の希望に即した解決方法になっていることも多いと思うが、相談を受けた弁護士が県審査会を知らない。公調委の方でもっと研修等をしてもらえたらよいと思う。〔A A県〕

○成立の見込みがないままに調停期日を重ねることは結局当事者の負担になり、何度も手詰まり感を感じたことがある。〔A C県〕

→ 調停委員会が積極的に具体的な解決案を示したとしても、なかなか機能しないのではないかと考えている。基本的には当事者それぞれの言い分を調停案にまとめていって、合意形成を図るのが制度の趣旨であると理解している。〔T県〕

→ 当事者間の利害の調整だけでは期日を重ねても限界があるのは確かである。先ほどのとおり、測定結果等を基にして合理的な調停案を提示して説得すべきである。調停委員会がこのような腹案を持って説得を重ねたが、あと一押し足りないという場合、受諾勧告を行って調停を成立させた例もある。〔公調委〕

○公害紛争処理マニュアルにおいて、県審査会で受けるべき案件と公調委に送るべき案件の基準が明確でないので、どの程度の案件であれば公調委に送るべきなのか迷う。〔A D県〕

→ 最終的には個々の案件で判断することになるが、県審査会で不調となりそうな案件であっても、一定の地域全体に影響があるような案件であれば公調委につないでいただきたい。都道府県から事件の受付報告があった際に、公調委で取り扱うべき

可能性がある案件については事前にお知らせするようにしている。〔公調委〕

【手続のIT化について】

○調停調書について、期日の場で作成ということになっているが、ウェブ会議ではどのようにしているのか。〔A E 県〕

→ 調停委員長がウェブ会議上で調停条項を読み上げ、双方の合意を確認したことを調書に残している。署名押印等は求めている。〔公調委〕

< Dグループ >

【国民の紛争解決ニーズと公害審査会の役割について】

○事前アンケートの回答によると、苦情相談は一定数ある中で都道府県審査会への申請になかなかつながらないのは、当事者の互譲による解決という制度自体の限界による面があるのではないかといった意見があった。その点についてどう考えるか。〔公調委〕

→ 弁護士会でも公害紛争処理制度について聞いたことはないので、そもそも制度の周知が必要。ただ、双方の合意に頼る制度であると最終的な解決まで至らず、明確な決着がつく裁判を選んでしまうということもあると思う。〔A F 県〕

→ 被害が継続している事件だと、相談者は1か0かを求めてくる傾向にあるため、互譲による解決は難しい。

しかしながら、相隣関係の争いを解決する手段としてはよい制度だと思う。弁護士が知らないだけで民事調停を選んでいるところもあると思うので、弁護士会へ周知すれば制度の利用も期待できると思う。〔A G 県〕

→ まずは市町村の相談窓口において苦情相談対応があり、丁寧に聞き取り等を行う中で制度の紹介を受け、申請に至るという流れがあるようだ。〔A H 県〕

→ 周知の問題として費用負担が少ないということをもっと強調してもよいと思うが、県内も広いので県庁所在都市まで行かなければいけないというのは負担になるのかもしれない。〔A I 県〕

○令和5年に都道府県において受け付けた案件の一覧表をみると、その内容は、工場からの粉塵飛散、農業施設からの悪臭、店舗や近隣住居の室外機等からの騒音など、全国どこでも起こりうるような案件になっている。幅広く事案を取り扱っているようだが、実際はどうか。〔公調委〕

→ 個人宅や工場からの騒音被害が多い印象。粉じんの訴えも受けている。〔A H県〕

→ エネファームによる騒音など近隣の問題であってもなるべく拾ってあげるべきではないかと考えている（A G県）

→ 最近、新規の案件がなく、委員や事務局の知見が薄れていくことを心配している。申請に至らない理由として、苦情相談の時点で匿名の案件が多く、相手方に名前や住所等を伝えるというところでハードルがあるのではないかと感じている。相談者は、自ら当事者として解決を目指すというより行政として対応してほしいという希望を持っている。〔A J県〕

→ 新規案件がなく、ノウハウが蓄積されないとのことだが、取り扱う案件をあまり厳しく捉えず、例えば被害範囲が限定的な場合や、典型7公害に当たらないようなものが含まれている場合であっても、調停としては対応が可能な場合があるので、その辺は柔軟に捉えてもいいのではないかと。〔公調委〕

○客観的な証拠に基づく調停の観点から、測定を行うに当たって都道府県その他部局や市区町村との協力を行っている例があれば、紹介してほしい。〔公調委〕

→ 県が精密騒音計を持っていて貸し出しをしており、市町村を対象とした講習会も毎年行っている。市町村において必要に応じて測定を行っている。ただし、測定を行うとそれにこだわって声高に主張をする方もいるので、そのときどきに応じて判断しており、測定した場合は参考値として扱っている。〔A K県〕

→ 県の環境研究所で市町村に対する研修や技術指導、市町村に同行しての測定などを行っており、審査会の要請があれば自ら測定を実施する体制となっている。ただ、測定を行ってもデータの取り扱いが難しく、問題の解決につながらないケースも多い。そのため、審査会として測定の要請に至らない場合が多い。むしろ、申請人の被害感の軽減、被申請人の納得・協力姿勢というところが重要。〔A G県〕

【手続の I T 化について】

○ウェブ会議の導入状況について説明してほしい。〔公調委〕

→ 委員のみの会議については実績があるが、当事者を含めたウェブ会議は導入後新規の受付案件がないので実績がない。〔A L 県〕

→ 本人以外の者がその場にいないということが確認できない、録音・録画について防ぐことができない、といった懸念があることから、導入の予定はない。〔A K 県〕

→ 県審査会事務局としてはセキュリティの問題で難しいと考えているが、個人的には、各地にある県の出先機関を拠点としてウェブ会議を行えば、県庁所在都市まで来てもらうよりは負担の軽減になるのではないかと考えている。〔A M 県〕

○基本的にウェブ会議の内容というものは外部に漏れる可能性があるという前提なので、個人情報が含まれる会議は対面で行うなどのルールが必要と考える。〔A J 県〕

→ 情報の取り扱いには十分留意する必要があるが、利便性の向上や事務合理化の観点から一定のセキュリティ対策を講じた上での導入は時代の趨勢であると考えており、前向きに検討していただきたい。〔公調委〕

以上のように、各グループにおいて活発な議論が行われましたが、特に議論となりました、

1. どういった案件であれば調停申請に適するのか。当事者双方の意見にかい離がある場合、どのように調停整理を図れば良いのか。
2. 公害紛争処理手続の I T 化について、どのように進めれば良いのか。

という 2 つの議題につきましては、それぞれ

1. 機関誌「ちょうせい」第 118 号（令和 6 年 8 月） 『公害調停のすすめ－規制基準と調停の関係について－』（都築政則委員）
2. 機関誌「ちょうせい」第 119 号（令和 6 年 11 月） 『公害調停 I T 化のすすめ－調停手続へのウェブ会議導入に向けて－』（若生俊彦委員）

において考え方がまとめられておりますので、御参考としてください。

「騒音・振動・悪臭等公害苦情処理担当者研修会」 にみる大分県の取組

公害等調整委員会事務局

公害苦情相談は、公害に関する苦情を紛争に発展する前の段階で解決することにより、苦情や相談の申立者はもとより、地域住民の健康と生活環境を保持するという極めて重要な役割を担っています。また、公害苦情相談は、公害紛争の簡易迅速な解決を目的とする公害紛争処理制度の広大な底辺を支える土台として極めて重要な役割を果たしています。

大分県では、令和6年7月19日、県内の公害苦情相談窓口の職員の解決力の向上を目的として騒音・振動・悪臭等公害苦情処理担当者研修会を開催しました。公害等調整委員会事務局では、同研修会に公害等調整委員会事務局職員及び公害苦情相談アドバイザーを講師として派遣致しました。

本記事では、同研修会の概要とともに研修会の意義等に関する公害苦情相談アドバイザーへのインタビューの内容をご紹介します。研修会の取組は、公害苦情相談の適切な処理を取り巻く様々な課題や公害審査会と市町村との連携に当たって参考になると考えます。本記事が皆様の今後の取組の参考になれば幸いです。

1. 大分県主催「騒音・振動・悪臭等公害苦情処理担当者研修会」について

（1）研修会の目的と構成

大分県環境保全課では、県内の公害苦情相談窓口の職員の解決力の向上を目的として、「騒音・振動・悪臭等公害苦情処理担当者研修会（以下「研修会」）」を毎年開催しています。本年の研修会は、大分県環境保全課、大分県内の保健所及び各市に所属する職員26名（参加者の多くは、配属1年目の職員や2年目、3年目の職員）が参加して行われました。

研修会は、公害等調整委員会事務局が毎年秋に開催しているブロック会議（公害紛争処理関係ブロック会議及び公害苦情相談員等ブロック会議）を参考に構成されており、まず公害紛争処理制度及び公害審査会に関する説明並びに公害苦情相談アドバイザーによる講演が行われ、その後、参加者による公害苦情処理事例研究（グループ討議）が行われました。

なお、今年度の研修会は、別途、九州リオン株式会社からも講師を招いて、騒音規制法及び振動規制法の概要、騒音・振動測定の概要、騒音・振動測定実習（測定及びデータ解析）並びに悪臭防止法の概要に関する研修を行うとのことで（本年8月19日に開催）、大分県環境保全課では、毎年、取組内容の充実を図っていることがうかがわれました。



大分県庁舎

【開催概要】

○日時：令和6年7月19日（金）10：00～15：30

○場所：大分県庁

○次第：（午前の部）

- ・挨拶：大分県環境保全課 課長 嶋崎 晃

- ・公害紛争処理制度について（45分）

講師：総務省公害等調整委員会事務局総務課

課長補佐（広報・申請相談担当） 橋本 隆介

- ・大分県公害審査会について（10分）

講師：大分県環境保全課主査 小池 明仁

- ・公害苦情相談の対応について（1時間）

講師：総務省公害等調整委員会

公害苦情相談アドバイザー 利光 泰和（大分市環境部環境対策課 調査官）

（午後の部）

- ・公害苦情処理事例研究（グループ討議）（2時間30分）



大分市内の様子

（2）公害等調整委員会事務局による講演

公害等調整委員会事務局より、公害紛争処理制度に関する講演が行われました。説明の主なポイントは、次のとおりです。

【公害紛争処理制度の全体像】

- ・公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に公害紛争処理法に基づき公害紛争処理制度が設けられており、同制度は、市区町村の公害苦情相談窓口、都道府県の公害審査会等及び国の公害等調整委員会からなっており、相互の連携を図ることで、公害紛争処理制度全体として解決力の総和を高めている。
- ・各機関では、公害紛争処理制度で解決されるべき紛争が未解決のまま放置されないよう、特色を活かした運用を行い、適切な事件を汲み上げるとともに、解決が困難な事案についてはふさわしい機関で処理されるよう、相互の連携と役割分担を図ることが必要である。

【公害苦情相談窓口が果たしている役割】

- ・最近では、都市型・生活環境型の公害の比較的規模の小さな事件が増え、紛争内容も多様化している。多くの公害紛争は、全国の公害苦情相談窓口において処理されており、制度全体に占める公害苦情相談窓口の役割は大きい。

【公害紛争処理機関による調停及び裁定】

- ・公害苦情相談とは別に、国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会等が置かれており、調停と裁定により紛争の解決を図っている。
- ・調停及び裁定の特性と有用性 ※詳細は割愛
- ・公害苦情相談窓口において解決できない場合、調停及び裁定の特性と有用性を知っておくことで、必要に応じて、相談者に制度を紹介することもできる。
- ・公害等調整委員会で扱った事件の紹介

公害等調整委員会事務局では、公害紛争処理制度の理解促進を図るため講演資料を新たに用意しました。参加者アンケートでは、説明が「分かりやすい」、講演内容が「役に立つ」といった回答が多く寄せられ、公害紛争処理制度の強みと特性に関する理解促進に関して、一定の成果を得ることができました。



講演の様子（公害等調整委員会事務局）

（３）大分県環境保全課による講演

大分県環境保全課より、大分県公害審査会に関する講演が行われ、大分県公害審査会及び過去の対応事例について説明が行われました。

【講演項目】

- ・公害とは
- ・大分県の公害苦情の状況
- ・公害紛争処理制度
- ・大分県公害審査会
- ・過去の対応事例

参加者アンケートでは、説明が「分かりやすい」、講演内容が「役に立つ」といった回答が多く寄せられました。

（４）公害苦情相談アドバイザーによる講演

公害苦情相談アドバイザーより、公害苦情相談の対応について講演が行われ、公害苦情処理のフローに沿った各処理段階の対応のポイント、悪臭及び騒音に関する事例や苦情処理で心掛けたいことなどについて説明が行われました。

【講演項目】

- ・新人職員の頃の思い出
- ・市町村職員の位置づけ

- ・ 苦情処理に関する事務の内容
- ・ 公害苦情の処理の流れとそのポイント
- ・ 大分市の公害苦情の現状と特徴
- ・ 悪臭苦情の特徴と課題の考え方
- ・ 悪臭事例の紹介
- ・ 騒音苦情の特徴と課題の考え方
- ・ 騒音事例の紹介
- ・ 苦情処理で心掛けたこと
- ・ 最近の公害苦情の特徴
- ・ 参加者へのメッセージ



講演の様子
(公害苦情相談アドバイザー)

質疑も活発に行われ、参加者アンケートでは、説明が「分かりやすい」、講演内容が「役に立つ」といった回答が多く寄せられました。参加者からは、「ノウハウ、心がまえの面を含めてのアドバイスが参考になった」、「経験は少ないが、自分でできる最大限のことで苦情対応していく心構えができた」といった声もあり、実務に即した講演内容は、今後の公害苦情処理の対応を考える際に大いに参考になると考えられます。

(5) 公害苦情処理事例研究（グループ討議）

最後に、参加者が5つのグループ（1グループ4人から5人で構成）に分かれて、公害苦情処理事例研究（グループ討議）が行われました。

今回は、3つの事例が取り扱われました（騒音事例が2つ、悪臭事例が1つ）。事例は、実際の事例を参考にしたものや大分県環境保全課が考えた想定事例からなっており、事例ごとに「公害等の種類」、「苦情受付年月日」、「終結年月日」、「苦情者及びその概要」、「発生源及びその概要」、「苦情の概要」、「調査・測定」、「苦情内容」、「苦情者主張」、「発生源主張」、「論点等」に関する情報が整理されていました。また、公害等調整委員会事務局が作成している『公害苦情処理事例集』掲載事例を参考に作成された悪臭に関する事例では、「苦情処理の経過」に関する情報も記載されていました。

参加者は、各事例の自治体職員の対応に関して、良かった点と改善点について討議を行い、その後発表が行われました。公害苦情相談アドバイザーからは、各グループの発表内容について、的確な指摘であることを評価するコメントや、豊富な経験から別の視点もあることについて助言が行われました。

どのグループも活発に討議が行われており、参加者アンケートでは、「役に立つ」といった回答が多く寄せられました。参加者からは、「日頃抱えている問題などを考えさせられる内容だった」、「グループで考えながら意見を出すことができて良かった。自分の考えとは異なる対応も考えることができた」といった声があり、事例研究（グループ討議）が公害苦情相談窓口に従事する職員の実務に役立つ内容であることが感じられました。



公害苦情処理事例研究（グループ討議）の様子

2. 公害苦情相談アドバイザーへのインタビュー

公害苦情相談アドバイザーの利光泰和氏（大分市環境部環境対策課 調査官）にご協力いただき、都道府県主催の研修会の意義等について、インタビューを行いました。

※聞き手 公害等調整委員会事務局総務課課長補佐（広報担当） 橋本 隆介

【これまでの経験】

（公害等調整委員会事務局総務課課長補佐（広報担当） 橋本（以下、橋本））まずは、環境担当・公害苦情相談担当のご経験について、教えてくださいませんか。

（公害苦情相談アドバイザー 利光氏（以下、利光アドバイザー））就職したら水処理に関わりたと思っていました。大分市採用後に配属されたのは、し尿処理場でした。文字通り水を得た魚の日々であったことを記憶しています。水処理技術を現場で6年学んだ後、工場の大気汚染や水質汚濁などの公害対策行政に21年間携わり、規制事務と並行して多様な公害苦情の処理にも関わってきました。

（橋本）環境担当配属後、公害苦情相談の対応は、大変だったのではないのでしょうか。

（利光アドバイザー）そうですね。苦情処理を初めて経験した頃は、苦い思い出ばかりです。市民と接触する機会のなかった職員がいきなり苦情の現場でコミュニケーション力を試され、知識不足や関わる人の心の綾が読めずに恥ずかしいくらい悩んだことを覚えています。

退職して再任用職員となって以降、今でも若い職員と現場で苦情処理に関わっていますが、適宜、今後の展開や解決シナリオの想定などをアドバイスしています。そのような時、ふと若い職員以上にかつての未熟で落ち着きのなかった自身のことを思い出すことがあります。

（橋本）続いて、これまでご対応された事例の中で、特に印象に残っている事例について教えてくださいませんか。

（利光アドバイザー）個別の事例の中でも、ぜひ、お話ししたいヘビーなものがありますが、守秘義務がありますので控えます(笑)。ただ、ヘビーなものほど、周りの先輩や同僚が関わってくれて

助けてくれました。関わってくれた方に対しては、今でも感謝しています。これは苦情処理はもとよりあらゆる課題に共通するものではありませんが、“当事者を一人にしない”ということは、大切な仕組みだと思います。そうでなくても最近の苦情事例は、規制になじまなかったり、構図が複雑であったり、時間がかかったりと、心の負担が大きいわけですから、周りに頼ることは決して恥ずかしいことではないと思っています。

（橋本） そうですね。自分自身の経験を振り返ってみても、上司や同僚に恵まれていると、何とか頑張ろうと、やってこられたように思います。公害苦情相談を含む環境行政においても個々の事案に関して、組織的に対応する雰囲気職場にあることが大事ですね。それには、上司自身が住民の皆様と接する職員の心理的負担を理解して、意識的に組織作りをすることが必要ではないかと思っています。

この仕事を通して、気付いたことについて教えてください。

（利光アドバイザー） 学んだことは、いくつもあります。その一つに、苦情処理では、とても大変なこと、その瞬間は八方塞がりなこと、とても憂鬱なことに巡り合いますが、引いて見てみると、半年後、一年後に「あのつらい経験は一体何だったんだろうか」と思うことばかりになるということです。

もう一つは、これは私固有のものかもしれませんが、困難な苦情処理の中ではその瞬間は申立人や原因者の方に対して、ネガティブな心情を抱くこともあるかもしれませんが、先々の仕事の中で振り返ってみると、その方々から今の自身の発想力や胆力を育ててもらったと思い起こす事例があります。日々の辛い様々なことは、目線を変えれば自らの糧になるということでしょうか。

【知識・技術の学び方】

（橋本） 私は、公害紛争処理機関であり制度の中央委員会として地方公共団体との連携も図っている公害等調整委員会事務局に異動して2年目になりました。この一年、公害苦情相談アドバイザーの皆様、そして自治体職員の皆様のお話を伺って感じたことは、仕事の進め方、やり方というものに唯一の正解はないということです。知っておかなければならない知識や技術はもちろんあります。ただ、それをどう使って、事案ごとに異なる住民や事業者と対応するのかは、試行錯誤をしながら、また過去の事例や同僚と相談しながら取り組むしかない。考えられることをやりきった上で、よい結果になればいいですが、納得してもらえないことも多々あるということです。ケース・バイ・ケースの対応で、皆様本当にご苦労されていると感じました。

そこで、お伺いしたいのですが、公害苦情相談の対応に関して、いわゆる“型”、仕事をする上で必要となる土台づくりに関して、職員はどのように取り組んだらよいとお考えでしょうか？

（利光アドバイザー） 苦情処理もほかの事務と同様に、基本となる処理手順があります。私は職場で新人研修の際には冊子『公害苦情相談の手引き』¹を使っています。残念ながら今は廃版となって

¹ 『公害苦情相談の手引き』（財団法人日本環境協会編、公害等調整委員会事務局監修、平成11年）

います。公調委で何らかの工夫をしていただき、苦情処理の現場で市町村職員がバイブルとして平易に活用できるようにしていただければと思います。手引きには、苦情の受理、現場調査、申立人や原因者との接触、両者の意向のすり合わせ、対策の実施とその後の確認など、それぞれの要点が紹介されています。この要点を意識しつつ実際の苦情処理で OJT を積み重ねていく。うまくいかないこともあります、どのような経験も糧になりますので、PDCA で高みを目指すことがよいと思います。

ある程度の経験を積んだ方は、いつもの定番処理でいいのか、例えば三者協議のやり方にもう一工夫することがより良い解決策につながるのではなど、こだわりの試行錯誤が大切だと思います。我々がよくやらされている事務改善と同じです(笑)。併せて、後輩への助言や意欲的な人材育成は「情け?(心構えや技術の伝承)は人のためならず」だと思っています。

【組織の環境の変化】

(橋本) 知識と技術、それから現場経験。それぞれを好奇心をもって継続して学ぶこと。そして学び続ける中で、自身の考えや行動を柔軟に変えていくことも大事なのではないかと思います。一方で、組織体制のスリム化や業務の多様化により、その他の業務に割く時間も増えており、職員は学ぶ時間がないという実情もお聞きします。

今後も相談の件数自体が大きく減ることは考えられませんが、住民からは質の良い行政サービスの提供を求められます。全国の公害苦情相談窓口では、能力を引き上げること、学ぶことに関して、課題を感じているところも多いのではないかと思います。このあたりいかがでしょうか。

(利光アドバイザー) 確かに全国の公害苦情の処理を担当する約 1.1 万人の職員は、公害関係法令の施行のほか、自治体によっては家庭ごみなどの廃棄物、昆虫そ族、動物愛護、墓地など、多様な事務を専らとしているわけですが、いったん、苦情を受理すれば、場合によってはその仕事を中断して、直ちにその処理に出向くなど、苦情処理という事務の優先度は高い方だと感じています。増え続ける本来の担当事務と並行しながら苦情処理についても自らの知識を増やし、スキルを磨かなければならない、しかも時間のない中での苦労は、とても大変だろうと思っています。

【苦情相談対応の姿勢】

(橋本) 過去の事例、他の自治体の事例から学ぶことも多い一方で、今まさに抱えている事案というのは、当事者も違えば、状況も違う。そして対応する職員自身の経験や性格も違うので、他の事例と全く同じように対応できることはまずないと思います。ただ、対応するときの姿勢というか、心構えについては、共通する部分もあるのではないのでしょうか。日頃、職員に対してアドバイスしていることなどありましたら、教えていただけますでしょうか。

(利光アドバイザー) 行政職員は、あまりご自身に自覚はないと思いますが、社会の中では責任感の強い方の集団のような気がします。市民など全体へのより良い奉仕者として、その姿勢はすごく大事なことです、苦情処理ではかえって大きな負担になることもあります。少し肩の力を抜く方がよいのかもしれません。

先ほども申し上げましたが、多様な行政事務の中でも苦情処理は、一人で抱え込む性質のものではなく、みんなで受け止め、知恵を出し合い、ともに行動する共同作業なんだと考えることが大切です。苦情処理の手続きが円滑に進み、併せて組織のチームワークが強化されていく。内部のコミュニケーションが活性化し、理想的な職場づくりにも繋がるのではないかと思います。

一方で、相談できる人が組織の外にもたくさんいることも、大きな助けになります。都道府県や近隣市町村などの担当者と顔の見える関係があり、硬いイントロは抜きで苦情の解決に向けて知恵を交換し合える関係があるとよいと思います。このネットワークは、多くの場合、ご自身の積極性の強度で広がりには差が生じるものだと思います。

ネットワークを広げる一つの機会として、全国で2分の1程度の都道府県が開催している市町村の公害苦情処理担当者を対象とした研修会は、苦情処理の基礎を研鑽しあえる場という意味においても、できるだけ多くの都道府県で開催され、たくさんの方が参加されることが望ましいと思っています。

【研修の意義】

(橋本) 過去の対応事例を学ぶということでは、今回の大分県主催の研修会のような機会はとても大事だと思います。参加者同士で名刺を交換して、研修が終わったあとも、個人間で連絡を取り、相談できる関係を築くこともできます。都道府県が主催する市町村職員を対象とした公害苦情処理の研修会の意義について、どのようにお考えでしょうか。

(利光アドバイザー) 都道府県研修会には、私や他のアドバイザーもそれぞれ参加して、苦情処理に関する講演を聞いていただいたり、持ち寄った事例の研修(グループワーク)ではコメンテーターを務めています。参加された多くの市町村職員の方からは、他の市町村職員と直接、意見交換した結果、「解決のヒントを得た」、「同じ悩みを共有できた」、「知り合えたことで心強い」、「このような研修会は定期的に開催してほしい」など、好意的な感想が寄せられています。

開催している都道府県の工夫やご配慮で、市町村職員が苦情処理の現場で求めていることに的確に応える、意義の大きい研修会になっているのだと思っています。

【公害苦情相談アドバイザーの意義】

(橋本) 公調委では、研修講師の派遣、秋のブロック会議の開催、昨年からは年度初めにwebセミナーも開催しています。公調委では、公害苦情相談の経験の豊富な方々にお声がけして、公害苦情相談アドバイザーになっていただき、全国の現場職員の皆様に対して、ご自身の経験を活かした公害苦情相談に関するアドバイスや経験した事例の紹介をしていただいております。公害苦情相談アドバイザーの講演や事例研究における助言、講評は参加者の満足度も高いです。

公害紛争処理制度を運用する中央委員会として、公調委は今後もこうした活動を継続していけるよう体制を整えていかないとはいけませんが、公害苦情相談アドバイザーの意義については、どのようにお考えでしょうか。

(利光アドバイザー) 私もアドバイザーとして委嘱を受けた当時は、どのようなことでお応えすべ

きか、迷いもありました。公調委の方から過去のアドバイザー業務の資料などをいただく中で、自治体で育ててもらったことを、苦情処理の現場で頑張っておられる皆さんに、お返しすることがその役割だと考えるようになりました。今日の苦情処理では、関わる職員は苦勞が多くて、悩んだり負担が大きい。皆さんに寄り添って、少しでもヒントを提供し、元気を取り戻してもらおう、それがアドバイザーの務めだと思っています。

そうはいっても、今日の時代の変化とともに公害苦情のあり様も変わっていきますので、どのようなアドバイスがふさわしいのか、答えに迷うこともあります。幸い、アドバイザーは、私を含めて全国に8名が委嘱されていて、得意分野も違いますので、困ったときは助け合いと意見交換を常としています。17時以降の意見交換もありますので、チームワークの大切さは、苦情処理と相似形です(笑)。

【組織体制】

(橋本) 住民や事業者など様々な人から相談や主張を聞くこと。そして、こちらの説明に対して理解を求めていくこと。これは、とても大変な仕事であり、デスクワークとは違ったストレスがあると思います。私自身も公調委公害相談ダイヤルで、日々、国民の皆様からの相談を受けていますが、こちらに相談するまでにある程度の期間、我慢されていた方、悩まれていた方とお話しする大変さというのは、経験しないと分からないと思います。傍から見ている以上に職員は疲れていることもあるのではないかと思います。

相談対応をする職員の精神面のケアも大事だと思いますが、組織体制の在り方（職員一人一人の負担を軽くするための工夫）や管理職、上司が意識したほうが良いことなどがあれば教えてください。

(利光アドバイザー) 最近は多くの職場で再任用職員が配置されていて活躍されていると思います。苦情処理では老練な職員の、それまで培われてきたコミュニケーション力や落ち着きなどが役立ちますし、こうした人材が苦情処理に関わることで、間違いなく若手の職員の負担軽減と学びの機会につながると思います。

また、苦情の受理は電話によることが大半だと思います。私の職場では、電話を受けた職員の周りの職員が状況を見て住宅地図を用意し、過去の経過があればパソコン画面を選択して、サポートするようにしています。上司は、担当職員から、苦情の現場に出向く前に対応案の相談を受け、同意と場合によっては追加の助言をして、一体感を大切にしています。管理職は、現場に行こうとする担当職員によく声をかけ、帰庁後は労をねぎらっています。

やはり担当職員にとって上司や管理職の言葉は栄養剤です。上司や管理職は寄り添う心と感謝の気持ちを持ち、困難事例のミーティングにはタイムリーに関与することが大切ではないかと思います。

【公害審査会の調停について】

(橋本) 公調委では、公害紛争処理制度のビジョンと全体構想を整理したところです。公調委は、公害紛争処理機関としての役割もありますが、中央委員会として、市区町村の公害苦情相談窓口、

公害審査会及び公害等調整委員会からなる公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高めていく役割もあります。

全体としての解決力の総和を高めるというのがポイントだと考えています。公害紛争処理制度ができて半世紀経りましたが、改めて個々の機関がその特性を自覚すること、制度全体として事案を解決していく関係を再構築することで、公害紛争処理制度で解決されるべき紛争が未解決のまま放置されずに、ふさわしい機関で処理されるようになっていくのではないかと考えています。

利光アドバイザーには、過去の連絡協議会においてご登壇いただき、市の職員の視点から公害苦情や公害紛争処理、特に市区町村と公害審査会との関わりについてご発言いただきました。そこでは都道府県公害審査会の認知度が低いというご指摘をいただいたところです。公害審査会の調停や公調委の裁定にふさわしい事案が実際にあるかどうかは、市区町村の公害苦情相談窓口の皆様が一番ご存じですので、こうした研修の機会を活かして、行政 ADR としての公害紛争処理制度の特性と強みについて理解してもらうこと、どういった事案が公害審査会や公調委で扱われているのかを知ってもらうことが必要不可欠です。なかなか解決できずに長期化している事例などがあれば、相談者に調停や裁定を案内していただき、申立てにつなげていくことができると良いと考えています。

公害苦情相談窓口から公害審査会や公調委への申立ての誘導ということからも県主催のこうした研修の意義というのはとても大きいと感じていますがいかがでしょうか。

(利光アドバイザー) 県主催の研修会では、主催者から必ず公害審査会など紛争処理の制度の紹介があります。今日の公害苦情は、私が若いころ(35 年くらい前)と比べても、難問奇問の事例が増えているように感じます。55 年ほど前にできた公害紛争処理法ですが、このような事例を抱える市町村にとって行政 ADR の特徴がより発揮される新たな時代背景の中で、この制度の価値が再評価されることになったのではないかと私は感じています。その意味でも、制度の認知度と使いやすさが向上すれば、これからは、都道府県の公害審査会の申請事例が増えていく必然があるようにも思っています。

これに加えて都道府県の研修会では、地域の苦情事例を素材としたグループワークがありますが、出席者参加型の研修として好評で、市町村間の連携の横ぐしをさす役目と、都道府県との関係の強化など、多様な効果を生んでいます。

いささか横柄ですが、われわれアドバイザーは、グループワークで取り上げられる事例へのアプローチのヒントなどを、事前の講演ではお話しできるよう準備と努力をしています。もっともさらに皆さんのお役に立てるようにブラッシュアップすべきと内省もしていますが。

ところで苦情は、市町村の現場で発生し、それが行政対応の起点となります。解決が困難な場合は、その後の都道府県との連携の良否、国との連携の良否がいかに重要かは論を待ちません。アドバイザーの目線で見ると、その最初の連携のキーとなる市町村と都道府県の間を強化する最も近道で手堅い方法が、都道府県の研修会であると思っています。

繰り返しになりますが、できるだけ多くの都道府県が関係市町村の職員のための研修会を定期的
に開催することを私を含め多くのアドバイザーが望んでいます。研修未開催の県が一から研修会を

立ち上げるのはなかなか苦勞もあるかと思います。ですので、こうした研修会が全国どこでも、毎年開催されていることが当たり前の風景となるよう、公調委側から都道府県の担当者に話を持ちかけていただき、必要な情報を提供してもらうことがポイントになります。公調委には、現場で日々奮闘している職員のためにも、しっかり取組をお願いしたいと思います。その機会として毎年の連絡協議会や秋のブロック会議を活かされてはどうかと思います。

【最後に】

(橋本) 公害苦情処理に従事されている全国の職員に対するメッセージをお願いします。

(利光アドバイザー) ブロック会議や都道府県研修会でもよくお話しさせていただくんですが、「おおよそすっきり感や達成感のない苦情処理を通じて、我々は職員として一体何を会得するのか」、これは大きなテーマだと思います。

でもよく考えてみると苦情処理とは、構図を俯瞰する力、関係者対話する力、今後の展開を想定する力、合意形成を図る力などを場面、場面で磨く作業ともいえるわけで、これは何も苦情処理に限ったことではなく、これからいろいろな職場に異動になっても、どのような行政課題に取り組んでも、職員としてあらゆる分野、場面で試され、求められる総合的な力であるといえます。大げさに言えば退職までの財産ともいえます。悲観からは生まれるものは少ないので、前向きにことに当たる方がよいと思います。

私は少しずつですが、知識やスキルが増えるように、いわゆる勉強をしてきました。少しずつでいいので、日々の自己研鑽が大切だと思います。そしてそれを独り占めではなく職場でシェアすることが大切だと思っています。仕事は組織で当たるものですので、組織の本当の強さづくりに役立ちます。

最後に一言、持論ですが、仕事は文字通り三つのワークが大切だと考えています。フットワークとチームワークとネットワークです。苦情処理では、お一人の負担を減らすためにも、チームワークとネットワークを強くしてください。さらに加えれば、心を癒すために、例えばスポーツ、旅行、音楽など、なんでもいいので夢中になって、大いにオフタイムを楽しんで、一人一人の心の健康を大切にいただければと心から願っています。

(橋本) 貴重なお話をたくさん頂戴しました。インタビューにご協力いただき、誠にありがとうございました。私自身、大変勉強になりましたし、今回のインタビューは、公調委、そして全国の自治体職員の皆様の参考になると思います。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

以上

静岡県弁護士会における 公害紛争処理制度に関する説明会の開催について

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、令和6年9月9日、公害紛争処理制度の認知度の向上と同制度の利用促進を図るため、静岡県公害審査会及び静岡県弁護士会の公害対策・環境保全委員会にご協力いただき、静岡県弁護士会において公害紛争処理制度に関する説明会（以下「本説明会」という。）を開催しました。本説明会には、58名が参加しました（会場参加11名、オンライン参加47名）。

公害等調整委員会事務局、都道府県公害審査会及び都道府県弁護士会が連携して公害紛争処理制度に関する説明会を開催するのは初めての試みです。これまで、公害等調整委員会事務局では、弁護士会（環境関係の委員会）からの依頼に応じて、公害紛争処理制度に関する説明を行ってきましたが、本説明会は、公害等調整委員会事務局と静岡県公害審査会が連携して、静岡県弁護士会と説明会の開催に向けて調整を進め、公害紛争に関わる関係者（静岡県公害審査会の委員並びに静岡県内の弁護士、自治体職員及び法テラス関係者）に広く開催を周知し、公害紛争処理制度の周知及び同制度の特性について理解の促進を図ったところに特徴があります。

本説明会において、静岡県公害審査会 松田康太郎会長（以下「松田会長」という。）より開催の趣旨に関して「困っている方の多くは市町村の窓口に相談に行くことが多く、市町村の職員や法律相談に従事している弁護士に対して公害紛争処理制度を周知してもらいたいという私の希望があって、今回、静岡県弁護士会に対して説明会の開催について話をもちかけたところである。」「静岡県公害審査会は申請が多くはない状況にあり、今回、静岡県公害審査会の委員の皆様にも公害紛争処理制度の特性や公調委で取り扱った事件例を知ってもらうことで、今後、申請があった時に充実した調停が実施できることを期待している。」との発言がありました。

静岡県弁護士会 梅田欣一会長の閉会の挨拶及びアンケートの結果からも、本説明会の開催により、“公害紛争処理制度及び静岡県公害審査会の周知”、“調停の利用促進の働きかけ”について一定の成果が得られたと考えられ、今後の静岡県公害審査会への事前相談や調停申請の活性化が期待されます。

【開催概要】

- ・ 日時：令和6年9月9日（月）17:30-19:30
- ・ 場所：静岡県弁護士会館（静岡市葵区追手町）
- ・ 講師：公害等調整委員会事務局 審査官 松川春佳
静岡県公害審査会 会長 松田康太郎
- ・ 対象：静岡県弁護士会の会員弁護士、静岡県公害審査会の委員、静岡県内の市町村職員、
法テラス関係者
- ・ 開催形式：対面とオンラインのハイブリッド開催

静岡県弁護士会における公害紛争処理制度に関する説明会の開催について

(開会挨拶)

静岡県弁護士会 公害対策・環境保全委員会担当副会長 後藤真理弁護士より開会の挨拶がありました。主な発言は次のとおりです。

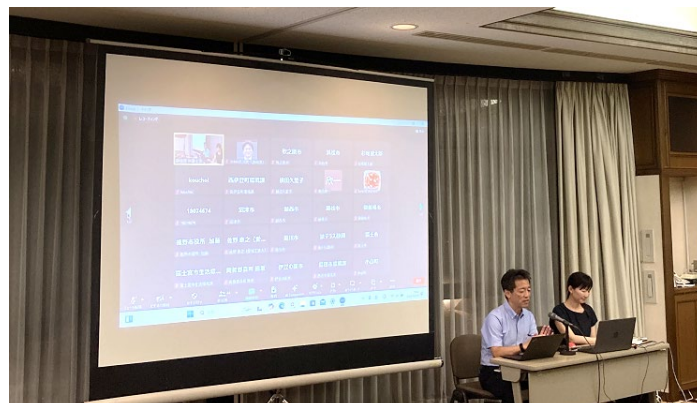
- ・公害という言葉からは、大気汚染、土壌汚染、騒音などの大規模な産業公害がまず思い浮かぶが、本日、紹介いただく公害紛争処理制度は、かつての公害のイメージとは異なるような都市型・生活環境型の公害という小規模な事案の解決手段としても利用できる手続であると同っている。
- ・私も弁護士として騒音や悪臭などの相談を受けることがあるが、解決が難しいと思う大きな理由として、どのような調査方法を用いれば客観的な数値化ができるのかということ、また、調査方法があったとしてもその費用が高額となる場合があること、更にどのような手続で解決をするのが適切であるのかというところに悩みがあるように感じている。
- ・本日は、そのようなことも含めて具体的な事例をご紹介いただきながら公害紛争処理制度の活用の仕方をご説明いただけるということで、大変勉強となる研修会となることを期待している。

(説明内容)

本説明会では、公害等調整委員会より、公害紛争処理制度及び公害等調整委員会で取り扱った裁定事件の事例について説明が行われました。また、松田会長より、公害審査会における調停の特性等について説明が行われました。

本日、知っていただきたいこと・・・ ➢ 公害に関する紛争の解決の手段として公害紛争処理制度があること ➢ 国に公害等調整委員会があり、都道府県に公害審査会等があること ➢ 公害紛争処理制度の特性と有用性	(説明) 75分 1. 公害の定義 2. 公害紛争処理制度の概要 3. 調停について ・手続の概要、特性 ・公害審査会委員への質問 ➢ 紛争の解決に当たり公害紛争処理制度を利用するメリットとは？ ➢ 調停が有効な事例とは？ ➢ 公害紛争事案を公害審査会に調停申請するタイミングについて 4. 裁定について ・手続の概要、特性 ・事例紹介 (質疑応答) 15分 ※事前アンケートにも回答
--	---

説明会資料より抜粋



説明会の様子

法曹関係者に対する取組

（質疑）

弁護士、自治体職員どちらからも活発に質疑が行われました。公害等調整委員会及び公害審査会による調査の実情、公害の相当範囲性の考え方並びに弁護士が代理人につく割合などに関する質問や自治体職員より現在抱えている公害苦情相談で解決できない事案に関する相談も行われました。

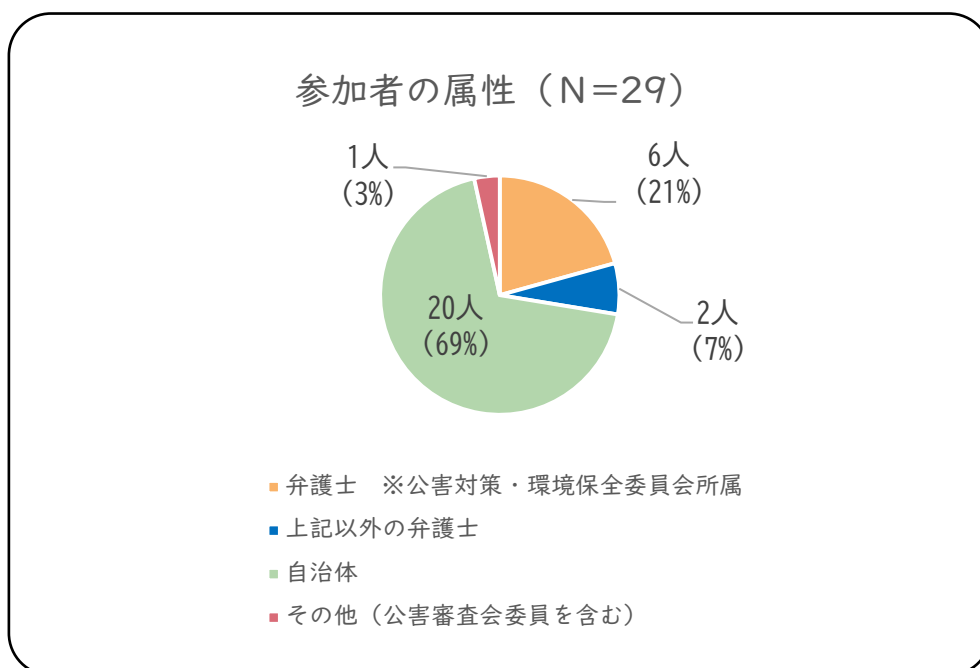
（閉会挨拶）

最後に、静岡県弁護士会 梅田会長より閉会の挨拶がありました。主な発言は次のとおりです。

- ・騒音、振動トラブルは、弁護士としてよく聞く話である。今後は、示談交渉や裁判手続を利用するだけでなく、公害紛争処理制度という新たな選択肢ができた。説明会の開催は弁護士の立場から非常にありがたいと感じている。
- ・公害紛争処理制度のメリットは、専門家が担当してくれるということ。また、柔軟な解決をしてくれるということにある。
- ・公調委に裁定を申立てたもので、裁判でいう請求棄却になるようなものでも、できる限り調停での解決を図ってくれるということで、非常に当事者に優しい制度であると感じた。
- ・騒音や振動の測定では、専門家が担当することで客観性が担保されるということ。また、費用も国や自治体で持ってくれるということで、経済的にも当事者に優しいと感じた。
- ・義務履行勧告に実効性があるのか疑問に思っていたが、具体例の紹介があり実効性があることが分かった。この点もいい制度だと感じた。
- ・私自身、とても勉強になった。こうした紛争に携わる方には非常にメリットのある制度だと感じた。

（参加者アンケートの結果）

◎参加者の属性



◎設問：説明内容（公害紛争処理制度の特性、事例紹介）は理解できましたか？

回答：「理解できた」（29/29 人、100%）

◎設問：今後、公害紛争に関する相談があった場合、公害紛争処理の調停／裁定を利用または紹介）したいと思いますか？

回答：「利用または紹介したいと思う」（29/29 人、100%）

〈弁護士コメント〉

- ・ 通常訴訟よりも柔軟な解決が可能であることがよく分かったため。
- ・ 法制度の限界や弁護士費用との兼ね合いから訴訟が困難な事案であっても調停であれば解決の可能性があること。また、家裁の調停では相手方不出頭で不成立となる案件も多いところ、公害紛争処理制度の調停では相手方の出頭に向けた協力も得られ、実際出頭を得られていると判明したため。
- ・ 双方の主張を交換する中で当事者の言い分も反映され、公平な立場から専門的知見も活用した職権調査も行われ、費用負担も軽減される中で柔軟な解決も志向していただけることから大きなメリットを感じた。
- ・ 自治体の法律相談を担当している中で、近隣トラブル（「公害」と言えるかどうかは微妙）の相談を受けることがある。これまで民事調停を勧めたり、受忍限度論の説明をしたりする程度しかできなかったが、場合によっては、公害紛争処理制度が使える可能性があることが分かったから。

〈自治体職員コメント〉

- ・ 市民からの相談に行政でできることの限界があり、その際に案内できる手段であるため。
- ・ 基本的には話し合い等で解決を目指したいが、目処が立たない時や、内容が複雑である場合は公害紛争処理制度の方が解決に向かいやすいと感じたから。
- ・ 司法手続とは違い、法令への適合性だけではなく、落とし所を探れるのは良い制度だと思う。

◎参加者の主なコメント

- ・ 事例等の紹介により、具体的な説明があり分かりやすかった。
- ・ 短時間でしたが、分かりやすく理解が進んだ。
- ・ 手続の特徴を訴訟と比較していただいたことが、とても分かりやすかった。限られた時間の中で事例紹介もしていただけたことで、より具体的なイメージを持つこともできた。

以上

公害調停 IT 化のすすめ

ー 調停手続へのウェブ会議導入に向けてー

公害等調整委員会委員 わこう としひこ 若生 俊彦
(元富士通(株)シニアアドバイザー、元総務省総務審議官)

1. 調停手続におけるウェブ会議の導入をなぜ進める必要があるのか。

利用者の利便性の向上と業務の効率化、迅速化を進めるため、公害紛争処理における IT 化の推進は時代の要請であり、とりわけ利用者の利便性の向上に資する調停手続におけるウェブ会議の導入は喫緊の課題である。

司法の世界においてはこうした IT 化の流れは加速されており、今般民事訴訟法の改正が行われ、令和 6 年 3 月からウェブによる口頭弁論期日への参加が可能となり、当事者本人や代理人弁護士が裁判所に出向くことなくウェブ会議で手続を進めることが可能となった。

民事訴訟手続で可能なことは当然公害紛争処理手続においても可能なはずである。ましてや、司法手続に比して簡易、迅速な救済を謳う行政 ADR において、司法より煩雑な手続を温存しては、その特色を生かすことができず、ひいては紛争処理機関として選択されにくい事態が生じかねないという危機感もあり、公害等調整委員会（以下「公調委」という。）においても司法の動きに対応して積極的にウェブ会議の導入など IT 化を進めてきた。令和 4 年度からウェブ会議を導入し、令和 6 年 4 月からは委員会規則を改正し、正式にウェブ会議を位置づけるとともに、調停期日においては当事者のみならず一部委員のウェブ参加を可能にするなど取組を進めてきた。

2. なぜ調停手続におけるウェブ会議の導入が進まないのか。

去る令和 6 年 6 月に開催された第 54 回公害紛争処理連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）においては、こうしたウェブ会議導入の流れを説明した上で、都道府県公害審査会において積極的に導入を検討していただきたい旨お願いした。しかし、一部では前向きに検討しているところがあるものの、当事者のウェブ参加まで含めて検討しているところは少なく、総じて慎重な構えであり、積極的な導入に向けて共通の理解が得られているとはいえない状況であった。本稿においては、導入に向けてどの辺にネックがあり、その解決には何をすべきか、いささかなりとも先行して導入した公調委の経験も踏まえて考察する。

連絡協議会の事前アンケートや連絡協議会でのグループ討論をみるとウェブ会議導入について躊躇する理由について 3 つのカテゴリーに分けられるように思う。

第1のカテゴリーは、ウェブ会議システム自体の運用についての問題である。必ずしも当事者のネット環境が整っているわけではなく、通信トラブルが生じる懸念があるのではないか、高齢者などパソコン操作に不慣れな当事者への対応が難しいのではないか、ウェブ会議での音声の聞き取りに難点があるのではないかといった問題である。

第2のカテゴリーは、対面でないことへの不安から生じる問題である。対面に比べて、意思疎通や意見交換がしにくいのではないか、細かいニュアンスや感情が伝わらないのではないか、微妙な説得が難しいのではないか、といった問題である。

第3のカテゴリーは調停手続における非公開性が担保できないのではないかという問題である。当事者以外の者が同席する可能性を排除できない、録音、録画の防止ができない、そうしたもののSNSなどネット上の公開を排除できないといった問題である。実は、この問題が寄せられた意見の中でウェブ会議導入を躊躇する一番大きな理由と考えられる。

3. ウェブ会議導入に向けてどのように対応すればよいか。

それぞれのカテゴリーごとに先行実施している公調委での経験を踏まえどのように対応すべきか検討していきたい。

まず、第1カテゴリーのシステムの運用上の問題である。公調委においては、事務局が行う当事者ヒアリングや進行協議、調停委員会の手続のほぼ全てにおいて、ウェブ会議を導入している。現在流通している複数の主要なウェブ会議システムを両当事者の状況に応じて選択して利用することとしており、それにより支障が生じたことはほとんどないと言っていいように思う。ウェブ会議システムは日々進歩し、テレワークが一般化しウェブ会議が当たり前になるなど広く社会一般で活用されるようになっており、スマホからの参加も可能となるどころ、高齢者のスマホ利用も普及してきている。システムによっては、会議ソフトを入れなくても、ウェブブラウザのアドレスバーにウェブ会議のURLを入力することで直接参加可能な比較的簡便なものもある。こうした状況からは、ウェブ会議システム自体が支障となるとはもはや言えないのではないだろうか。また、どうしても難しい場合には、電話会議システムも利用できるようにしており、これは通信障害の場合などにも活用できる。先般筆者が担当した事案において、電話会議のみで調停の成立までこぎ着けた事案があったが、委員長の巧みな進行に負うところが大きかったとはいえ、高齢の当事者本人にとっては対面で大勢の関係者の前で発言するよりも電話の方が話しやすい面もあったように感じられ、やり方次第では電話会議システムも効果的に運用できると実感した次第である。

次に第2カテゴリーの対面の問題である。確かに対面によるメリットは大きく、示された懸念ももっともな点が多いと思うが、やり方次第ではそれを補完することは十分可能ではないかと感じている。対面での会議を行う場合、両当事者には会議が実施される場所まで出て来てもらう必要があり、その負担を考えると頻繁に開催することは難しいと思われるし、担当委員も含め日程の調整も簡単ではない。ウェブ会議の場合は、そうした負担が軽減されるので、必要に応じて開催頻度を高めることにより細かいニュアンスや感情など、くみ取れる情報量のある程度カバーすることができ

るのではないと思われる。公調委の場合、事務局においてかなり頻繁に当事者ヒアリングや進行協議をウェブ会議で実施し両当事者と密接な意思疎通をしているが、事務局が行うこうした手続は、裁判官出身の審査官、行政出身の審査官が合同で実施しており、かなりの程度委員会の前さばきとなる重要な手続となっている。ウェブ会議の導入はこうした手続をより容易にし、その質の向上につながる面があると考えられる。筆者が担当した調停事案においては、こうした事務局による事前の努力の成果もあり、ウェブ会議だから調停が困難だったという事案は皆無とっていいように思う。都道府県の公害審査会の場合はこうした事務局が担う手続も含め公害審査会委員が直接やる場合が多いのかもしれないが、非常勤の委員の日程を合わせるだけでも大変であり、ウェブ会議であればその負担は少し軽減できるので必要に応じてきめ細かな審議が可能となるのではないかと考えられる。また、代理人が付かず当事者本人が出席して発言する場合、対面で大勢の関係者の前で発言するよりウェブ会議の方が話しやすいという面があるように思われ、これは回数を重ねるほどそうした傾向が強くなるように思われる。

最後に、第3カテゴリーの非公開性の担保の問題である。行政にとって情報の漏洩によるプライバシーの侵害が発生することは重大な問題であり、特にウェブ会議に特徴的な、無断録音、録画データのインターネット掲載などの問題は、その防止には万全を期す必要があり、この問題に対して各都道府県から示された懸念は当然のことである。

本稿では、この問題に対する公調委の取組として先般とりまとめた「無断録音録画データのインターネット掲載等に関する防止策及び対応策」について、調停手続に関する部分を中心に簡潔に紹介し、この問題の検討の一助としたい。

まず、事前の防止策としては、当事者に対し、遵守事項に関する書面を交付し、録音・録画が禁止されていることを伝え、会議当日においては、調停は法律により非公開とされていることを改めて説明する（当事者の遵守事項や事務局におけるチェック事項等については、「公害等調整委員会の手続のウェブ会議方式による実施の手引」参照）。次に会議中に録音等が判明した場合は、直ちに中止を求め、データを削除させ、指示に従わない場合は、接続を切断し、調停手続を打ち切るなどの厳格な対応を行う。

次に会議終了後、インターネット上に掲載されるなどして無断録音録画等が判明した場合は、当事者に確認を行い、その事実が判明した場合には、プライバシーに関する情報が掲載されることにより人権を侵害しており、加えて公調委の適正かつ円滑な業務遂行が妨げられているとして、速やかな削除を要請する。当事者が要請に応じない場合、現在の法制度の下では、プロバイダ等に対して削除を法的に請求し得るのはプライバシー等を侵害された当事者に限られるが、制度設営者である公調委としても、調停制度の適切かつ円滑な運用のため当事者に協力するほか、事案によっては、別途、プロバイダ等に対して削除要請を行うことを予定している。このように予め違反が行われた場合の組織的な対応方針を明確化することにより、こうした違反が人権侵害となる重大な違反であることを関係者に認識させることができるとともに、制度の信頼にもつながるものと考えている。

公調委としては、こうした一連の措置を執ることにより、事前の防止及び事後の対応において十

全な対応が図れるものと考えている。各都道府県公害審査会におかれては、こうした取組を参考にし、ウェブ会議の導入により生じ得る問題について予め方針を明確化した上で進めることが有益であり、示された懸念の払拭にもつながるものと思われる。

4. 最後にウェブ会議導入のメリットを踏まえその積極的な検討をお願いしたい。

ここまで、ウェブ会議導入の問題への対応を中心に論考を進めてきたが、最後に改めて導入のメリットについて確認しておきたい。利用者からみると、都道府県公害審査会の調停のために県庁所在市の会場まで出向くとなると、交通アクセスの問題もあり一日仕事となることも多いのではないかとと思われる。そして、平日に一日費やすとなると、仕事をどうするか、家事や育児や介護といったそれぞれの抱える事情をどうするか様々な制約が生じることとなる。ウェブ会議であれば、自宅や近くの会議室から調停の時間のみ参加すればよいので、こうした負担は大幅に軽減されることとなり、利用者にとって使い勝手は格段に向上することになると考えられる。そしてそれは、ウェブ会議の不慣れからくる多少の不便や不安を補って余りあるものではないだろうか。また、調停を行う側からも、公調委の実践経験からは、事案の進捗等に応じて対面による期日の使い分けなどきめ細かな対応が可能となることにより紛争解決の質の向上につながる可能性もみえてきている。

ウェブ会議の導入によって関係者の利便性や紛争解決の質の向上が図られることにより、これまで手続の利用を躊躇していた国民の紛争解決ニーズに一層応え、都道府県公害審査会の役割を果たすことに資するのではないかとと思われる。また、ひいては、公調委の掲げるビジョンである公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高めることにもつながるのではないかと期待している。確かに検討すべき課題も多く、情報漏洩などの懸念を考慮すると慎重にならざるを得ない面があることは否定しないが、本稿での論考を参考にいただき、是非導入に向けた積極的な検討をお願いしたい。

(以上)

令和5年度政策評価懇談会

開催：令和6年8月21日

公害等調整委員会事務局

令和6年8月21日、令和5年度政策評価懇談会を開催しました。政策評価懇談会とは、公害等調整委員会の政策評価について客観性・公正性を確保するとともに、評価結果を政策へ適切に反映させるため、当委員会の業務等について専門的知識を有する学識経験者、実践的知識を有する者等からの意見を聴取することを目的とするものです。

○ 委員長挨拶

政策評価懇談会において、冒頭、公害等調整委員会 永野委員長から御挨拶いたしました。

(以下、挨拶全文)

本日は大変お忙しい中、令和5年度政策評価懇談会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

今回から新たに御参加いただく有識者の方も含め、皆様から、業務全般について有益な御意見を伺えますことに、心から感謝を申し上げます。

公調委、県公害審査会、市町村の公害苦情相談窓口からなる公害紛争処理制度が発足して半世紀余りが経過し、時代を反映して公害紛争の様相も大きく変化してきています。公害紛争処理制度の中核機関である公調委は、国民の紛争解決ニーズの変化に適切に対応するため、手続の運用や事務処理の全般的な見直しを進めることにより、迅速・適正な紛争解決を図るとともに利用者の利便性の向上を目指しているところです。具体的には、専門性を有する国の行政ADRとしての特色を活かして、早期に専門家の関与を得て事案の性質に応じた計画的な審理を行い、関係行政機関とも連携しながら、職権調停を活用して、将来に向けての紛争解決を図ることや規則を改正し広くWeb会議を用いるなど積極的にITの活用を進めているほか、利用者層を想定した広報活動にも工夫をしているところです。

裁判制度とは別に公害紛争に特化した行政ADRとして公害紛争処理制度が設けられている趣旨からは、制度を構成する各機関が連携して、それぞれの特色を活かした運用等を工夫することにより、解決が必要な事件が適切に吸い上げられ、相応しい場で解決される形で、制度全体としての解決力の総和を高めることが求められています。このような観点から、公調委自身の取組も含めて課題と方策を位置づけた「公害紛争処理制度

の全体構想」を目指すべき姿・ビジョンとして取りまとめ、全国の公害審査会等と問題意識の共有と実践に向けての議論を開始したところです。

もとより、このような改善・改革の取組は一朝一夕になるものではなく、試行錯誤を含む継続的な取組が必要となるものではあります。今後もこのような取組を続けることにより、政策評価の項目についても、改善の成果が徐々に顕れてくることを期待しているところであります。

本日は、令和5年度の当委員会の取組結果が議題となっております。

有識者の皆様には、率直で忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

公害紛争処理制度の全体構想

◎公害紛争処理制度が目指す姿・ビジョン

- ・市区町村の公害苦情相談窓口、公害審査会及び公害等調整委員会からなる公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高めること。
- ・すなわち、公害紛争処理制度で解決されるべき紛争が未解決のまま放置されず、ふさわしい機関で処理されるようにすること。

◎課題への方策

- ①各機関が他の紛争解決機関との比較において、自らの強みと特色を意識した運用を工夫すること。
- ②各機関において利用者の利便性の向上を図る工夫をすること（特にITの活用）。
- ③各機関において適切な事件を汲み上げるとともに、自ら解決が困難な事案については適切な機関への申立てを誘導すること。
- ④利用者（申請者本人だけでなく相談先となる弁護士などを含む）への周知を高めること。

<掲載>機関誌「ちょうせい」第117号（令和6年5月）



永野委員長による挨拶

政策評価懇談会については、公害等調整委員会ホームページにおいて掲載しておりますので、併せて御覧ください。

掲載 URL は次のとおりです。

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/news/information/hyouka-top.htm>



「公害等調整委員会の特色について」

公害等調整委員会委員

おおはし よういち
大橋 洋一

〔学習院大学専門職大学院法務研究科教授〕

私は法科大学院に籍をおき、法学部でも行政法関連の講義やゼミを担当しています。教員の傍ら国土交通省社会資本整備審議会などで都市計画法制や住宅法制の改正にも関わっています。3年前に熱海市伊豆山地区で大規模な土砂災害が起こり、それを受けて制定された盛土規制法に関しては、衆議院国土交通委員会で参考人として制定を支援しました。同法は行政代執行などの厳しい規制措置を盛り込み、躊躇無く執行する必要があるため、円滑な適用を目的に（実務者向け）ガイドラインの作成に1年ほど関わりました。昨年法律施行後は、熱心に取り組んでいる広島県で全国初の区域指定がなされたことから、新規課題を考える趣旨で、同県盛土等防災対策アドバイザーに就任しています。

審議会のほか、多く参加しているのが各種紛争処理です。最初は、国の情報公開・個人情報保護審査会で、行政文書不開示の判断を見直す仕事に従事しました（今は、NHKの情報公開に関わっています）。その後、国の行政不服審査会が新設されたことから、初代メンバーとして加わりました（現在は、最高裁や東京都の行政不服審査に関わっています）。このほか、内閣府では、地方公共団体から法令等の改正提案を募集する部会のメンバーとして、国の府省庁に対して提案実現に向けて折衝を毎年行っています。成果として、年度末には多くの法律や政省令が一括改正されています。3年前からは公調委の委員に就任しました。

公調委は複数機関が統合されてできた沿革もあって、性格の異なった職務を担当している点が独自です。採石法などに基づく鉱物採取認可をめぐる紛争や、土地収用の事例で収用委員会裁決に対する不服などは、いずれも、先に述べた行政不服審査の特別版です。他方、騒音や振動などの公害紛争処理に関してなされる調停や裁定は、民事法上の損害賠償や差止めを基本としています。

また、これまで担当した紛争処理は書面審査がメインでしたが、公調委では対面での審査も行われ、裁判官類似の仕事も経験しました。審査の方法に関しても、私の専門の行政法では、通説は法治主義の原則から行政機関が裁判で和解をすることは禁止と解されているのに対し、公調委では調停に向けて活動することは新鮮な経験です。公調委での紛争処理では公害という公共性のある紛争の解決を理由に、当事者が主張していない証拠であっても、委員会が調査して収集するといった審理がなされています。さらに、公調委における審査で科学

的知見が有用な場合には、公調委がもっている専門委員のネットワークを使って、専門家の意見を聞くほか、意見書を活用していることも特質だと思います。

公調委は準司法機関と呼ばれてきました。言葉の裏側には、裁判所ではないけれども、公正な手続を行う行政型 ADR といったニュアンスがあったように思います。しかし、実際に関わってみると、裁判所には無い特質があると感じています。そこで、超司法機関といった説明も始めてみました（学界でどこまで支持を得るかは、今後のお楽しみです）。申立費用が低額であるほか、審査で必要であれば公費で専門家意見を聴取するなど、裁判所よりも親切です。騒音が受忍限度を超えず裁判であれば請求棄却が相当な事案であっても、公調委の調停であれば、審査の過程で申し立てられた施設が社会的責任を自覚して、一定の防音措置を約束する調停が結ばれたりしています。加えて、調停時の 1 点における裁断に止まらず、地元市町村を巻き込んで、調停後に市町村の行政指導に事業者が従うことを調停条項に盛り込んでいるのも行政型 ADR の長所を活かした多極的解決方法だと思います。裁判所も含めて、複数の紛争処理機関がそれぞれの独自性をもって補完し合う時代が来ることを祈念しています。



現代行政法進展の鍵は個別行政領域研究にあるとの信念のもと、各法の分野を開拓しています。地球温暖化や異常気象の影響で水害、土砂災害、地震が近年多発していますが、社会的に関心の高い分野である災害法分野を切り拓くプロジェクトを编者として立ち上げて、学会で活躍されている研究者に協力してもらい、『災害法』（有斐閣・2022 年）として公刊しました。また、大学で都市法を教えています。これまで書き溜めてきたものをまとめて『都市法』（有斐閣・2024）を公刊しました。この 2 冊は、実際に大学の教科書として使用しています。（大橋）

自宅では植物を育てています。右の写真は、福島県から運んでもらい 10 年以上育てているアオダモの花です。通りがかかる方からも珍しいと声をかけていただくこともあります。色々育てていますが、毎年、若葉を見ると心が和みます。（大橋）



次回、機関誌「ちょうせい」2 月号では、加藤一実委員（国立研究開発法人産業技術総合研究所フェロー、元理事）によるエッセイを予定しております。

公害苦情相談対応を振り返って



岐阜県可児市市民文化部環境課主任主査

かとう てつとし
加藤 哲利

可児市は、岐阜県の南部に位置しており、名古屋市や岐阜市から 30km 圏内にあります。市の北部に木曽川が流れ、平坦な地形が続き市街地が広がっています。南部は丘陵地で県下最大級の工業団地が存在し、住宅団地やゴルフ場などが点在しています。また、市を東西に流れる可児川や中央部に広がる田園地帯、西部の鳩吹山など、豊かな自然環境があり、住環境に恵まれた地域となっています。

昭和 40 年代後半からは大規模な住宅団地の開発が進んだことで、名古屋都市圏のベッドタウンとして注目され、人口が急激に増加し、それにあわせて都市化が進みました。平成 17 年には旧兼山町と合併が行われたことで10万人都市となりましたが、近年、緩やかに減少に転じております。

都市間をつなぐ交通として、国道 21 号、41 号、248 号などの幹線道路がある他、東西に名鉄広見線、南北にJR太田線の鉄道が走っています。また、市内には路線バスや自主運行バスである「さつきバス」や「電話で予約バス」が運行されています。平成 17 年には、東海環状自動車道の可児御嵩インターチェンジが開通したことにより、交通アクセスが向上し、工場や商業店舗などの建設が進んでおり、名古屋都市圏の一角をなす地域となっています。

近年では、リニア中央新幹線トンネル新設や東海環状自動車道4車線化工事が着工され、交通網の整備が進められています。また、令和 2

年度から開発が始まった可児御嵩インターチェンジ工業団地の分譲が令和 5 年度に開始され、さらなる工業の発展が見込まれています。



はとぶきやま
鳩吹山からの眺望

本市では、環境課環境保全係が係長以下 3 名で公害に係る相談の対応をしています。

令和 5 年度は、公害に係る本市への相談は 119 件ありました。令和 4 年度が 140 件ですので、やや減少傾向にあります。苦情相談の半数は屋外焼却に関するものでした。

屋外焼却の中には、消防や警察へ直接通報される事案もあり、通報内容が曖昧で現場が特定できず帰署されたという話も聞きます。一方、市に通報される方も多く、同様に通報内容が曖昧な場合や、相談者が感情的になっていて対応に苦慮する場合も多くあります。現場確認を行う場合は、通報の場所を特定し、焼却を行っている方と焼却の実施が確認できた際には、その実施者と直接話をして必要な指導を行います。指導の際は、関係法令等の説明を行います。

当方の説明にご理解いただける場合ばかりではなく、苦心する場合があります。

屋外焼却以外では、市が担当する騒音、振動、悪臭の問題をはじめ各種雑多な相談が寄せられます。

騒音、振動、悪臭の問題は、困難な事例が多く、対応に時間がかかります。年度内に解決せず、担当が引き継ぎながら2年、3年と相談者と話をし続けている事例もあります。例えば、ある騒音相談の事案の場合、工場から発生する機械音のことで相談を受けていますが、対象騒音の特定、発生原因箇所の特定、背景騒音、低周波騒音、受忍限度、測定時期による雑音、相談者の感応状況、事業者の対応、効果的な防音設備の検証、当事者と市の協議の場の設定等様々な課題があり、数年来継続して対応しています。

また、そもそも根本的な解決が困難で、事業所の操業を停止することなく、相談者が一定程度納得できる妥協点を探っていかなければならないのも時間がかかる原因になります。何度も話を聞き、協議を行い、必要な調査や下調べを行い、可能な対応を試すなど、解決に向け地道に一つずつ積み上げていくしかないと感じています。

環境保全係では、公害に係る相談以外にも、騒音、振動の特定施設等の届出処理や事業所の立入り、大気汚染、水質汚濁など県と共同で対応する業務も行っています。また、この他自然環境保全、希少生物保護、開発に係る環境相談などの業務もあります。特定外来生物に関する業務では、アルゼンチンアリ、オオキンケイギクの防除を実施しています。

公害に係る相談は、相談者の庁舎への来訪や電話、メールなど様々な形で市に寄せられます。日々各種の仕事に追われながら、限られた人員の中、一つ一つの案件に対して真摯に対応することを心がけています。

私は、昭和61年度に入庁して39年目となり来年3月で定年を迎えます。在職期間の約4割

強となる通算16年を環境課所属で過ごしました。私は市外出身なので、入庁後しばらくは聞き慣れない古称や通称を含む地名、地区のランドマークを覚えることに苦しみましたが、今では、通報時に苦情相談の箇所がイメージできるようになり、遅滞なく現地入りできるようになりました。これも、現場一筋で業務を行ってきたからかもしれません。

最後に、典型7公害を含む多岐にわたる公害苦情相談については、マニュアルだけでは解決しない案件も多くあります。これまでの苦情相談対応経験を活かすため、窓口相談への同席や現場への同行を積極的に行っています。後輩職員の成長に少しでもつながればと思い、残り僅かで退職する私からの置き土産と心得て業務を行っています。



あらかわとよぞう
荒川 豊蔵 資料館

公害苦情相談に携わって感じたこと



沖縄県沖縄市市民部環境課主任主事

まつだ としみち
松田 寿通

沖縄市は、沖縄本島の中央部に位置し、人口は約 14 万 2 千人で一年を通じて温暖な気候に恵まれ、年間平均気温は約 23℃です。

本市は、コザ市と美里村^{みさとそん}が合併して誕生し、今年の 4 月 1 日に市制施行 50 周年を迎えました。戦前からの伝統芸能であるエイサーや民謡などの伝統文化と戦後のジャズやロックなどのアメリカ文化が融合した文化が魅力の音楽の息づく街です。また、スポーツ交流のまちづくりをめざして「スポーツコンベンションシティ」を宣言しており、市内に 2 つの運動公園を有し、令和 3 年に完成した沖縄アリーナは、プロバスケットボールチームの琉球ゴールデンキングスのホームアリーナであり、昨年の夏に FIBA バスケットボール・ワールドカップの日本代表戦の会場にもなりました。

伝統工芸の分野では、「知花^{ちばな}花織^{はなおり}」が平成 24 年に国の伝統的工芸品に指定されています。

本市の有名なイベントとして、夏の風物詩として旧盆の時期に開催される県内最大の沖縄全島エイサーまつりや 2 月に開催されるおきなわマラソンがあり、多くの観客や参加者が集まります。機会があれば、ぜひ沖縄市へ足をお運びください。



沖縄全島エイサーまつり

本市の環境課は、クリーン係、環境衛生係、環境政策係の 3 つの係に分けられており、典型 7 公害などの公害苦情の相談は、環境衛生係の職員 2 名で担当しています。なお、ごみの不法投棄及び野焼きの苦情相談については、クリーン係が、犬猫の糞尿被害や犬の鳴き声騒音などの苦情相談については、環境衛生係の他の職員が対応しています。

昨年度の公害苦情の相談件数は約 100 件で、騒音と悪臭に関するものが約 7 割を占めています。その他は、振動、生活排水、浄化槽、粉塵などに関連した苦情相談です。

騒音苦情相談の内容ですが、建設作業や解体作業などの工事騒音、繁華街にあるバー等の深夜のカラオケ音、隣人関係の生活騒音、車やバイク、学校の運動会の練習に関する苦情相談が寄せられています。

悪臭苦情相談については、生活排水や浄化槽などの汚水に係る苦情相談が寄せられますが、必要に応じて関係部署や県の保健所と連携しながら対応しています。

本市は、北部に畜舎が多くあり、畜産関係の悪臭の苦情相談が定期的にあります。その際、対応に苦慮するのが、当課が実施する毎年の臭気調査では臭気指数の基準を超えていないため、事業者に対しては、配慮依頼が対応の主となることです。過去に関係機関を交えて事業者と協議の場を設け、事業者に臭いを抑える努力をしてもらっていますが、畜産系の慢性的な臭いというのはやはり住人に不快感を与えてしまうよ

うです。農業振興とのバランスもあり難しい問題です。

私自身についてですが、令和5年度に環境課に異動し、約6年ぶりに市民対応が主な部署に配属されました。これまで市民対応に特に苦手意識はありませんでしたが、公害の苦情相談がメインということで、はじめの頃は、かなりの不安感を持って業務に臨んでいました。自分の業務や関係法令に対する知識不足から、当初は、市民からの質問や苦情相談について満足のいく回答ができませんでした。先輩職員からは、苦情相談に当たっては、過去に類似した事例はないかを意識し、現場確認は早めに対応する意識を持つように助言を受けました。先輩方の現場での対応や説明の仕方も参考にしながら、実際に現場での対応を経験しながら徐々に自信を深めていくことができました。

さて、これまでに多くの自治体の方がコミュニケーションの重要性について言及していますが、私自身もその重要性を強く感じています。公害苦情相談業務で特徴的なのが、行政が相談者と発生源側の間に立つ仲介的な役割を求められることが多いことです。もちろん相談者からの苦情相談や通報が端緒となって、発生源の事業者等が法的な規制基準を満たしていないことが判明すれば、行政側から発生源に対して、法令に基づいた指導等の必要が生じます。ただ、実際に寄せられる公害苦情相談の多くは、法的な規制があっても規制基準に該当しないケースや隣人の生活音、園児の騒ぎ声等といった法的な規制が及ばないケースがほとんどです。このような場合、私たちとしては発生源に対しては配慮依頼をすることが主な対応となります。行政側の何らかの権限行使を強く期待して相談をした市民の中には、配慮依頼しかできないことについて、納得がいかないと憤慨される方もいらっしゃいます。丁寧に説明することで納得される方もいれば、最後まで理解されずに物別れに終わってしまう場合もあります。

申立人の相談をいかに傾聴しながら行政ができる範囲はどこまでかを丁寧に説明し、理解を得るよう努めることや発生源に対して相談者の苦情相談の内容を説明し、どのように指導し、又は協力を求めるのか。相手に伝える際の言葉遣いや態度も含めて、コミュニケーションは、重要な役割を果たしていると思います。相談者の直接的な苦痛の軽減にはつながらないかもしれませんが、事案に関わる人との関係を円滑にする働きがあると思います。

建物の長期の建設作業による騒音の苦情相談を市に寄せて、何度も現場確認を求める方がいましたが、電話越しでは、いつもお怒りで、市の対応についての不満も述べていました。その都度、現場確認をし、相談者に自分達ができる範囲について丁寧に説明し、事業者にどのような配慮依頼を行ったのか、残りの工期や作業はどのようなものかを相談者に伝えることで、次第に私たちに対する態度も変わり、苦情相談も減っていきました。また、別のよくあるケースですが、工事の事前説明がなかったことによる不満を述べていた相談者がいました。その方の「工事の騒音はある程度我慢しないとイケないものだということは頭では分かっている。でも作業で迷惑をかけることへの事前の説明や謝罪がなければ、人間の感情としてどうしても苦情の一つや二つ言いたくなる。」との言葉が印象的でした。いずれも関係者がしっかりと向き合ってコミュニケーションをとることの重要性を感じました。

公害苦情相談は、原因を完全に取り除くことが難しいケースがほとんどです。相談者は切実な被害を訴えて、感情的になるケースも多いです。発生源が個人の苦情相談の場合に行政がどこまで対応するのかという課題もあります。行政の立場として、客観性を保ちながら、できることをわかりやすく説明し、相談者と発生源者の間に立って、丁寧に対応することをこれからも心掛けていきたいと思っています。

公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報に接することができ、公害紛争処理制度を利用していただけるよう、様々な広報を実施しています。

今回は、地方自治体への支援活動、総務省で発行している広報誌「総務省」への記事掲載や法テラスコールセンターへの説明会についてご紹介します。

1 「公害紛争処理関係ブロック会議」及び「公害苦情相談員等ブロック会議」を開催

公害紛争処理及び公害苦情相談を担当する職員間の情報共有や連携を支援する会議を全国6ブロックで実施しています。

今年度は10月に九州・沖縄ブロック会議を鹿児島市で、中国・四国ブロック会議を岡山市で、関東・甲信越・静岡ブロック会議を長野市で開催しました。

今年度から会議の構成が変更され、まず、前半の合同会議においては、公害等調整委員会から公害紛争処理制度と「全体構想」についての説明及び公害苦情相談アドバイザーからの講演が行われました。後半は都道府県と市町村とに分かれ、都道府県会議においては、公害等調整委員会から裁定手続における職権調停の活用についての説明及び都道府県公害審査会の役割等についての意見交換が、また、市町村会議においては、事例に関するグループ討議や意見交換が行われ、活発な議論が行われました。

残り3ブロックの会議については、11月に開催する予定です。



中国・四国ブロック会議
(於 ビュアリティまきび)

公調委 HP には、地方自治体の方に向けたページがありますので、ぜひご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html



2 広報誌「総務省」への情報掲載について

総務省が毎月発行している広報誌「総務省」の令和6年8月号「MIC NEWS 1」において、「公害苦情相談窓口」を紹介しています。

記事では、公害苦情相談窓口に相談した際の解決までの流れについて解説しています。また、公害紛争処理制度の説明や公害等調整委員会における手続きの一部をオンライン化したことについても掲載しています。

広報誌「総務省」は、総務省ホームページの広報誌コーナーに掲載されていますので、ぜひご覧ください。



総務省ホームページ

広報誌「総務省」令和6年8月号

https://www.soumu.go.jp/menu_news/kouhoushi/koho/2408.html



3 令和6年8月27日に法テラスコールセンターにおいて公害紛争処理制度に関する説明会を開催しました。

公害等調整委員会事務局では、令和6年8月27日、公害紛争処理制度の認知度の向上と同制度の利用促進を図るため、法テラス（日本司法支援センター）のコールセンターにおいて、公害紛争処理制度に関する説明会を開催し、87名（実参加49名、録画視聴38名）の職員にご参加いただきました。

（参考）参加者の主なコメント

- ・ 分かりやすい資料と説明で理解が深まった。
- ・ 公害の定義・公害紛争処理制度の対象について、これまではっきりとした認識ができなかったが、具体例があり理解できた。
- ・ これまで公害の範囲が分かりにくかったが、今後は案内を考えていきたい。

- ・ これまで騒音に関する相談などは、どこを案内してよいか迷うことがあり、主に弁護士相談を案内していたが、今後は公調委公害相談ダイヤルなどを案内してみたいと思う。
- ・ このような機関があることを知らなかった。専門性が求められる相談でも費用を抑えられるのでとてもよい。機会があればぜひ利用者に案内したい。
- ・ 解決が難しい問題が多いかと思う。相談を受ける側の苦悩が伝わってきた。

法テラスは、どこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるように国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。法テラス・サポートダイヤルや全国各地にある法テラスの地方事務所では、お困りごとの内容に応じて、相談窓口や一般的な法制度情報を無料で提供しています。

公害等調整委員会では、「公害紛争処理制度の全体構想」を取りまとめたところですが、解決が必要な相談が適切に吸い上げられ、相応しい場で解決されるよう、公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高めることを目指しています。

法テラスに寄せられる相談の中には、相対的な件数は多くはないものの公害に係る被害についての民事上の紛争も寄せられているところです。本説明会により、今後、公害に係る相談が寄せられた場合、相談者に対して適切に窓口（暮らしに身近な都道府県、市区町村の公害苦情相談窓口や都道府県公害審査会又は公害等調整委員会）をご案内いただくことが期待されます。



説明会の様子

公害等調整委員会の動き (令和6年7月～9月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
7月8日	自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件（令和4年（セ）第3号・令和5年（セ）第1号・令和6年（セ）第7号事件） 第8回審問期日	東京都
7月16日	足立区における菓子製造機械等からの振動・低周波音による生活環境被害原因裁定申請事件（令和4年（ゲ）第4号事件） 第1回審問期日	東京都
7月19日	神戸市における認定こども園からの騒音による健康被害責任裁定申請事件（令和4年（セ）第9号事件） 第1回審問期日	東京都
9月17日	鎌倉市における室外機からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件（令和6年（ゲ）第2号事件） 第1回審問期日	東京都
9月26日	自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件（令和4年（セ）第3号・令和5年（セ）第1号・令和6年（セ）第7号事件） 第9回審問期日	東京都

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

○ 福井県若狭町における飲食店等からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第10号事件)

令和6年7月8日受付

本件は、被申請人(飲食店経営者)が、飲食店等(パン製造工場、パン販売所及びカフェ)を開業以来、客との話し声、店への誘導の声、客を見送る際の声、客の車による駐停車音、発進音及びアイドリング音等の騒音を発生させ、また、申請人に対し不誠実な対応をしたことにより、申請人は、急性ストレス障害、適応障害及び不眠症と診断され、生活や仕事に支障が出ており、通院治療しているとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金58万6530円の支払を求めるものです。

○ さいたま市における工場からの騒音被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第11号事件)

令和6年7月11日受付

本件は、被申請人(スクラップ工場経営会社)が、申請人宅の東北側にスクラップ工場(以下「本件工場」という。)を操業開始以来、大型貨物車両を毎日十数台搬入搬出させ、金属スクラップを山積みした荷台を上げ下げして荷下ろしし、コンクリートと金属資材が衝突することによる爆撃音相当の音を発生させ、また、本件工場内のせん断機での金属スクラップの落下時の衝撃音、バックホウ(重機)数台の稼働、移動時のエンジン音、

金属資材の移動及び資材落下時のすさまじい金属音、衝撃音を発生させたことにより、申請人は、昼間に絶えず騒音を受け、本件工場終業後も騒音感残り、夜は眠れず、精神的苦痛及びイライラ感が続いているとして、被申請人に対し、慰謝料として損害賠償金504万6000円の支払を求めるものです。

○ 小林市における国道からの振動・地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第12号事件)

令和6年8月19日受付

本件は、宮崎県(被申請人)が管理する国道を通行する大型車両の振動により、申請人宅の地盤が傾き、申請人宅基礎部分に亀裂が入り、申請人宅の地盤沈下した側の支柱がくの字に曲がり始めるといった被害及び、振動による不安や精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、建物補修費用及び慰謝料として損害賠償金1070万円の支払を求めるものです。

○ 世田谷区における野球場からの騒音被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第6号事件)

令和6年8月27日受付

本件は、申請人に生じた平穏な日常生活の阻害による不安、不眠、不快感等の精神的な健康被害及び在宅で行う仕事への経済的被害は、被申請人が増改築した公園内にある野球場からの騒音によるものである、との裁定を求めるものです。

○ 大阪市における解体工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第7号事件)

令和6年9月19日受付

本件は、申請人が所有する建物に生じた南側隣接地にかけての傾斜は、南側隣接地にて被申請人ら(総合商社及び工事請負契約を締結した建設会社)が行った解体工事によるものである、との裁定を求めるものです。

終結事件の概要

○ 鎌ケ谷市における病院の空調設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第6号事件)

① 事件の概要

令和5年7月18日、千葉県鎌ケ谷市の住民2人から、医療法人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らの近隣で被申請人が運営している病院の屋上に設置されている空調設備から音(定義上、いわゆる低周波音には該当しないが、非常に低い音)を発生させたことにより、申請人らは、不眠、頭痛、神経性胃炎、イライラ感等に悩まされ続け、かつては内科・胃腸科の医院に通院するなど、多大な精神的・身体的被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計660万等の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、専門委員1人を選任するなど、手続を進めましたが、令和6年7月1日、申請人らの本件裁定申請は、いずれも実質的には既に確定した判決と同一の紛争を蒸し返すもので信義則

に反する不適法な裁定の申請であり、その欠陥を補正することができないものであるから、公害紛争処理法第42条の13第1項の規定に基づき、これを却下するとの決定を行い、本事件は終結しました。

○ 横浜市におけるクリーニング店からの悪臭被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第6号・令和6年(調)第4号事件)

① 事件の概要

令和6年4月19日、神奈川県横浜市の住民1人(申請人)から、クリーニング店経営者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が申請人宅の南側にクリーニング業を営むために化石燃料を焚くボイラーを設置し、稼働させ、排気ガスによる悪臭を発生させたことにより、申請人は、長きにわたり日常生活において悪臭による苦痛を与えられ、コロナ禍では必要な換気ができず、エアコンのための電気代もかさんだとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金33万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、神奈川県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年7月9日、公害紛争処理法第42条の24第1項により職権で調停に付し(公調委令和6年(調)第4号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。

同日、第1回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

○ 足立区における菓子製造機械等からの振動・低周波音による生活環境被害原因裁定申請事件
(公調委令和4年(ゲ)第4号・令和6年(調)第5号事件)

① 事件の概要

令和4年4月26日、東京都足立区住民1人から、菓子製造・販売会社の持株会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人宅に生じているきしみ音や振動による生活環境被害は、被申請人が設置したオフィスの機械等から振動及び低周波音を発生させたことによるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が設置したオフィスの機械等からの振動及び低周波音と申請人宅に生じているきしみ音や振動による生活環境被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年7月16日、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法第42条の24第1項により職権で調停に付し(公調委令和6年(調)第5号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第1

回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件
(公調委平成31年(セ)第4号・令和6年(調)第1号事件)

① 事件の概要

平成31年3月11日、東京都新宿区の住民1人から、隣接する商業ビルを所有する会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、被申請人が所有する商業ビルの排気ダクト等から発生する低周波音により、睡眠不足等の精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の所有する商業ビルの排気ダクト等から発生する低周波音と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年1月30日、公害紛争処理法第42条の24第1項により職権で調停に付し(公調委令和6年(調)第1号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。その後、1回の調停期日を開催しましたが、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当

事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、令和6年4月22日、調停を打ち切り、更に1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、同年7月17日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 江東区における超高層マンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第4号事件)

① 事件の概要

令和6年3月26日、東京都江東区の住民2人(申請人)から、超高層マンション内の上階の住民を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人宅の真上に存在する被申請人宅から発生する騒音により、睡眠時間を削られ極度の睡眠不足となり、申請人Aは適応障害、申請人Bは抑うつ状態と診断され、精神的苦痛を受けたほか、騒音に耐えきれず引越しが必要となったとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金314万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、令和6年7月30日、本件申請は、公害紛争処理法第42条の12第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、公害紛争処理法第42条の13第1項の規定に基づき、申請人らの本件申請をいずれも却下するとの決定を行い、本事件は終結しました。

○ さいたま市におけるキュービクル等からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第2号・令和5年(調)第13号事件)

① 事件の概要

令和4年4月28日、埼玉県さいたま市の住民2人から、高齢者施設経営会社、建築会社、建設コンサルタント会社、個人1人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。高齢者施設経営会社が、申請人ら宅南側に建築した有料老人ホームに設置したキュービクル(高圧受電設備)等から発生している低周波音を含む騒音により、申請人Aに、頭重感、食欲減退、めまい、動悸、不眠症等の深刻な健康被害が生じ、また、申請人Bは、日々騒音を受け続けるという形で平穏生活権を侵害されているとして、申請人らは、被申請人らに対し、精神的損害の一部として、損害賠償金合計500万円を連帯して支払うことを求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、高齢者施設経営会社が申請人ら宅南側に建築した有料老人ホームに設置したキュービクル(高圧受電設備)等から発生している低周波音を含む騒音と、申請人らに生じた深刻な健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年12月22日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委令和5年(調)

第13号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。その後、4回の調停期日を開催するなど、手続を進め、令和6年8月6日、第5回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了しました。

○ 神戸市における認定こども園からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第9号・令和6年(調)第6号事件)

① 事件の概要

令和4年11月24日、兵庫県神戸市の住民2人から、社会福祉法人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が申請人ら宅西側で運営する認定こども園において、朝から閉園時まで、受忍限度をはるかに超える騒音(園庭で遊ぶ園児の叫び声(金切り声))を恒常的に発生させたことにより、申請人Aは資格取得のための勉強ができないだけでなく、自律神経失調症を発症し、不眠、動悸、倦(けん)怠感、頭痛等の症状により安定剤の服用を余儀なくされるなど、耐えがたい精神的苦痛を被り、また、申請人Bも、就寝時以外の大半をリビングで過ごすため、精神的苦痛を受けていることから、申請人らは、被申請人に対し、騒音緩和のために自費で設置した二重窓の工事費用及び慰謝料として、損害賠償金合計310万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の運営する認定こども園からの騒音と申請人らが受けている精神的苦痛

との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和6年7月19日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委令和6年(調)第6号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。その後、1回の調停期日を開催するなど、手続を進め、令和6年8月9日、第2回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了しました。

○ 港区におけるマンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第2号事件)

① 事件の概要

令和6年1月31日、東京都港区の住民1人から、マンション上階の住民1人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人宅の直上に所在する被申請人の住居から発生する騒音により、申請人が多大な精神的、肉体的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、慰謝料として損害賠償金440万円等の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、令和6年8月19日、本件申請は、公害紛争処理法第42条の12第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なもの

として、同法第 42 条の 13 第 1 項の規定に基づき、申請人の本件申請を却下するとの決定を行い、本事件は終結しました。

○ 宝塚市における宅地造成工事に伴う振動による財産被害原因裁定嘱託事件

(公調委令和 4 年 (ゲ) 第 3 号事件)

① 事件の概要

令和 4 年 4 月 18 日、公害紛争処理法第 42 条の 32 第 1 項に基づき、神戸地方裁判所伊丹支部から、原因裁定をすることの嘱託がありました。

嘱託事項は以下のとおりです。原告の所有する建物について、基礎、内壁等に損害が生じたのは、被告土木工事会社らが当該建物の東側隣地において宅地造成工事を実施したことによるものであるかについて、裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、被告土木工事会社らが当該建物の東側隣地において実施した宅地造成工事と原告の所有する建物の基礎、内壁等に生じた損害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するとともに事務局による現地調査を実施したほか、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進め、令和 6 年 8 月 27 日、原告の所有する建物の基礎、内壁等に損傷が生じたのは、被告土木工事会社らが実施した宅地造成工事を実施したことによるものであるとは認められないとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 葛飾区における介護施設からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和 5 年 (セ) 第 8 号・令和 6 年 (調) 第 7 号事件)

① 事件の概要

令和 5 年 8 月 1 日、東京都葛飾区の住民 1 人から、隣接する医療法人を相手方 (被申請人) として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が経営する介護施設の運営に伴う騒音 (従業員やクリーニング業者等の車両の走行音、従業員の話し声、従業員の業務等に伴って発生する騒音) により、申請人は著しい精神的苦痛等を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金 550 万円等の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和 6 年 8 月 27 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し (公調委令和 6 年 (調) 第 7 号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年 9 月 10 日、第 1 回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

都道府県公害審査会の動き (令和6年7月～9月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
広島県 令和6年(調)第1号事件	自動車部品工場からの粉じん被害防止及び損害賠償請求事件	R6.6.26
埼玉県 令和6年(調)第2号事件	隣家からの騒音被害防止請求事件	R6.7.28
山梨県 令和6年(リ)第1号事件	焼き栗販売店からの騒音被害防止等請求事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	R6.8.9
大阪府 令和6年(調)第4号事件	排水管布設替工事現場からの騒音・振動被害防止等請求事件	R6.8.14
神奈川県 令和6年(調)第3号事件	近隣事業所からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	R6.8.21
奈良県 令和6年(調)第1号事件	ビニールハウスからの騒音被害防止請求事件	R6.8.22

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
東京都 令和5年(調)第 5号事件 [電気温水器等か らの振動防止請 求事件]	東京都 住民1人	不動産開 発会社	令和5年10月11日受付 第1 ①被申請人所有のマンション B号室の電気温水器の運転時 間帯を深夜設定から昼間設定 に切り替えること。 ②A号室、B号室ともに電気 温水器の早期時間帯での運転 取り止め ③A号室の電気温水器の運転 時間帯が深夜時間帯に戻され ていた場合は再び昼間設定に 戻すこと。 第2 第1により、就寝時間 帯の振動が解消された後、電 気温水器からガス給湯器への 切り替えの協議に応じるこ と。 第3 第2までの措置によっ て、振動が収まらない場合に A号室のエアコン室外機対策 をとること。	令和6年4月11日 調停打ち切り 調停委員会は、2回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し調停 を打ち切り、本件は終 結した。
東京都 令和5年(調)第 2号事件 [駐車場からの 騒音防止請求事 件]	東京都 住民2人	マンショ ン管理会 社	令和5年8月3日受付 (1)被申請人は、被申請人 の駐車場出入り口に設置され ているチェーンゲートの騒音 を低減すること。	令和6年5月30日 調停成立 調停委員会は6回の 期日を開催すること により手続を進め、 調停委員会から調停

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			(2) 被申請人はゲートの誤作動が起こらないようにすること。	条項を提案したところ、当事者間の合意により調停が成立した。
東京都 令和5年(調)第4号事件 [学童保育施設からの騒音防止請求事件]	東京都 住民1人	学童保育施設経営会社	令和5年9月26日受付 被申請人は、自身が経営する学童保育施設の運営を継続するのであれば、十分な防音対策を施すことにより、申請人宅敷地と被申請人賃借建物敷地の境界線上の騒音を常時60dBを超えないようにすること。	令和6年7月2日 調停打切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打切り、本件は終結した。
青森県 令和5年(調)第1号事件 [飲食店からの騒音被害防止請求事件]	薬局経営会社	飲食店経営個人事業主	令和5年11月24日受付 被申請人は被申請人が営むカラオケスナックの壁に防音施工を施すことを求める。	令和6年7月9日 調停打切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打切り、本件は終結した。
東京都 令和5年(調)第6号事件 [マンション隣家からの悪臭防止請求事件]	東京都 住民2人	東京都 住民2人	令和5年10月19日受付 (1) 被申請人らは、悪臭防止法と環境確保条例による悪臭規制を遵守すること。 (2) マンション管理規約、	令和6年7月25日 調停打切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込み

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			使用細則、重要事項説明等に定められている禁止事項を行わないこと。 (3) 上記を遵守しない又は遵守できない理由がある場合、被申請人らは排気口に煙突を設置するなど、悪臭を発生させないこと。費用は被申請人らが負担すること。 (4) 上記措置を講じない場合、被申請人らは申請人の求める期日までに移転すること。	がないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。
埼玉県 令和5年(調)第5号事件 [エアコン室外機からの騒音被害防止請求事件]	埼玉県 住民1人	公益社団法人	令和5年9月21日受付 (1) エアコンの室外機等の音の低減を求める。マイク使用時の声や拍手は窓を閉めていたとしても響いてくる。 (2) エアコンの稼働時間は、就業時間内とすることを求める。また、土日、祝祭日は稼働しないことを求める。 (3) 室外機の移設、防音、交換等を求める。	令和6年8月1日 調停成立 調停委員会は4回の期日を開催することにより手続を進め、調停委員会から調停条項を提案したところ、当事者間の合意により調停が成立した。
高知県 令和6年(調)第1号事件 [鉄道粉じん被害防止及び損害賠償請求事件]	高知県 住民1人	鉄道会社	令和6年4月8日受付 (1) 被申請人は、鉄道車両のブレーキシステムの改良又は駅周辺のブレーキによる鉄粉飛散量の多い箇所を囲うな	令和6年8月6日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込み

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			どの実効性のある鉄粉飛散防止対策を直ちに行うこと。 (2) 被申請人は、申請人が所有する自家用車塗装の現状復旧にかかる損害賠償金115,500円を支払うこと。	がないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和6年7月1日から令和6年9月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ちょうせい

第119号 令和6年11月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内容等のお問合せ先 総務課広報担当

Tel : 03-3581-9959 (直通)

E-mail : kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に
伴う被害なども
公害紛争処理の対象になります
紛争を解決するには、まずは相談を



公害紛争処理制度に関する相談窓口

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル TEL 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00（祝休日及び12月29日～1月3日は除く。）

e-mail. kouchoi@soumu.go.jp

[詳しくはこちらへ](#)

公害等調整委員会

検索



URL. <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

X @MIC_kouchoi

